

# 黒川地域行政事務組合議会会議録

令和3年2月19日 第1回定例会

黒川地域行政事務組合

第1回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和3年2月19日（金曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	菊池美穂君	4番	金子透君
5番	渡辺良雄君	6番	石川敏君
7番	佐々木春樹君	8番	遠藤昌一君
9番	大友三男君	10番	浅野直子君
11番	高橋正俊君	12番	千坂裕春君
13番	門間浩宇君	14番	藤巻博史君
15番	和賀直義君	16番	犬飼克子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理 事 長	浅野元君
理 事	田中学君
理 事	若生裕俊君
理 事	萩原達雄君
教 育 長	上野忠弘君
代 表 監 査 委 員	佐々木修君
助 役	鎌田節夫君
総 務 課 長	明石良孝君
財 政 課 長	村田充穂君
会 計 管 理 者	田中孝幸君
財 務 課 参 事	碓井豪君
財 政 課 副 参 事	佐藤初雄君
業 務 課 長	
兼 教 育 次 長	

消防本部 消防長	佐藤 喜好 君
消防本部 次長	石川 勉 君
消防本部 総務課長	高橋 正 君
消防本部 警防課長	金須 新一 君
消防本部 指令課長	小川 正浩 君
消防本部 予防課長	鈴木 宗一 君

職務のため議場に参加した職員

総務課 主査	寺嶋 千佳 君
総務課 主事	及川 ほのみ 君

議事日程

令和3年2月19日（金曜日）

午前 9時55分 開会

第 1	会議録署名議員の指名	5 頁
第 2	会期の決定について	5 頁
第 3	一般質問	9 頁
第 4	議案第 1 号	13 頁
第 5	議案第 2 号	14 頁
第 6	議案第 3 号	15 頁
第 7	議案第 4 号	17 頁
第 8	議案第 5 号	22 頁
第 9	議案第 6 号	24 頁
第10	議案第 7 号	25 頁
第11	議案第 8 号	29 頁
第12	議案第 9 号	49 頁
第13	議案第10号	50 頁
第14	議案第11号	51 頁
第15	議案第12号	57 頁
第16	同意第 1 号	59 頁

追加日程

第 1	議案第 1 3 号	6 0 頁
第 2	議案第 1 4 号	6 0 頁
第 3	議案第 1 5 号	6 2 頁
第 4	議案第 1 6 号	6 3 頁
第 5	議案第 1 7 号	6 4 頁
第 6	議案第 1 8 号	6 8 頁

午後 2 時 5 2 分 閉会

---

本日の会議に付された事件

議案第 1 号	課設置条例の一部を改正する条例
議案第 2 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	令和 2 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算 (第 6 号)
議案第 5 号	令和 2 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 6 号	令和 2 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 7 号	令和 2 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算 (第 2 号)
議案第 8 号	令和 3 年度黒川地域行政事務組合一般会計予算
議案第 9 号	令和 3 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算
議案第 1 0 号	令和 3 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算
議案第 1 1 号	令和 3 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算
議案第 1 2 号	令和 3 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算
同意第 1 号	教育委員会委員の任命について

追加日程

議案第 1 3 号	指定管理者の指定期間の変更について
議案第 1 4 号	病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 1 5 号	公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第 1 6 号	訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 17 号 令和 2 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 18 号 令和 2 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 3 号）

午前 9時55分 開会

○議長（犬飼克子君） 皆様おはようございます。定刻前ではございますが、おそろいでありますので始めさせていただきたいと思います。

開会に先立ちましてお知らせいたします。

本日も前回のこれまでの議会に引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策に基づき審議を行います。執行部において出席者を制限しているほか、議場の扉を開放し、今回からは60分ごとに10分の休憩を取りながら審議を行いますのでよろしく願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は16人です。

令和3年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼克子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番菊池美穂さん、4番金子透君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（犬飼克子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、1月25日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野元君。

○理事長（浅野元君） 皆さん、おはようございます。令和3年第1回の黒川地域行政事務組合議会定例会開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和3年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらずの御出席をいただきまして誠にあり

がとうございます。日頃より、本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様の御指導と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

初めに、マテリアルリサイクル推進施設整備工事につきまして御報告申し上げます。

今冬におけます大雪の影響に伴いまして、若干の工程の遅延がございましたが、昨年末には建屋関係の工事が予定どおり完了し、1月18日からペットボトル減容機並びにごみ計量機の据付けを行い、その後試運転、性能試験を行いまして、設計どおりの能力を有していることを確認いたしております。今後、既存管理棟の解体工事を実施するに当たり、施設の一部引渡しを受け、2月15日より新施設での業務を開始しており、3月の正式引渡しに向け外構工事に着手しているところでございます。

なお、3月22日には、落成式の挙行を予定しておりますので、議員皆様の御臨席につきまして、よろしくお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策でございますが、引き続き感染症対策マニュアル及び事業継続計画に基づき危機感を持って対応するとともに、国、県の動向を注視し感染の予防及び拡大防止に努め、適切に事務事業を推進してまいります。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、令和3年度の組合運営方針等につきまして部門ごとに申し上げます。

黒川地域は、都市化への進展とともに日々変貌し、市街地の形成も一段と進んでいる状況にあり、広域行政を取り巻く環境は大きく変化を続けている状況にあります。

その中におきまして、行政事務組合では住民皆様の安全・安心を守り、地域の生活環境の向上のために関係市町村と連携の下、効果的な広域行政に努め、その役割を果たしてまいります。

初めに、黒川浄斎場でございますが、業務を民間に委託し8年目を迎え、順調に運営されております。今後も受託者と連携し、適切な施設運営に努めてまいります。

また、環境衛生センター・し尿処理施設につきましては、業務を民間に委託し10年を経過し、順調に運営されております。令和3年度につきましては、契約の更新時期でございますが、入札の結果、現在の受託者に引き続き業務を委託することになりましたので御報告申し上げます。今後も、受託者と連携し、計画的な維持補修を行い、水質基準を遵守した施設管理に努め、今後の施設整備方針につきましても検討してまいります。

次に、環境管理センター・ごみ処理施設でございますが、ごみ焼却施設につきましては運転管理を民間に委託し4年目になり、24時間連続運転により安定した焼却処理が順調に行われております。

引き続き受託者とともに環境基準を遵守した適切な施設管理に努めてまいります。

マテリアルリサイクル推進施設につきましては、ペットボトル減容施設完成に伴い、さらなるリサイクルの向上に努めてまいります。

一般廃棄物最終処分場につきましても、現在の施設を適切に管理するとともに、今後の整備計画につきましても検討を進めてまいります。

その他の施設につきましても、維持管理を計画的に行うとともに、環境基準を遵守した施設運営に努め、関係町村と連携し、さらなるごみの分別徹底及び減量化を住民皆様に働きかけるなど、循環型社会の実現を目指してまいります。

次に、消防部門でございますが、初めに昨年の活動状況について御報告申し上げます。

火災につきましては、発生件数が31件で、前年より3件の増加となっております。

救急につきましては、出場件数が3,421件で、前年より436件の減少となっております。

救助につきましては、出場件数が55件と、前年より25件減少となり、うち交通救助の出場は35件となっております。

救急及び救助の出場件数が減少しておりますが、要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため外出や移動を自粛したことによる影響と推測するものでございます。

以上が、昨年の活動状況となり、今後も地域住民の安心・安全の確保のため適切な消防活動に努めてまいります。

また、消防本部の移転事業でございますが、移転先地につきましては吉岡西部土地区画整理事業予定地内となりましたことから、消防庁舎の基本実施設計の策定を進めてまいります。

次に、教育部門でございますが、適応指導教室「黒川けやき教室」につきましては、今年3月末日をもって行政事務組合の事務事業から廃止とするため、昨年12月の構成市町村議会において組合規約の改正の議決をいただき、1月19日付で県知事より許可されておりますので御報告いたします。

また、視聴覚教材センターの運営につきましては、所有する教材や機材の貸出し事業を継続してまいります。

次に、介護認定並びに障害支援区分認定審査事務につきましては、公平・公正な審査判定を円滑に進めていただきますようお願いしてまいります。

最後に、病院事業でございますが、公益社団法人地域医療振興協会へ管理を委託してから17年目を迎えようとしております。今後も指定管理者と協力し、指定管理者制度移行時の理念であります「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」のために努力してまいります。

以上が、令和3年度の組合運営方針等でございます。

続きまして、提出しております議案等について、概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第1号の課設置条例の一部を改正する条例につきましては、理事会部局におきまして課内のグループ制から係制へ移行することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、グループ制から係制への移行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第3号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防部局におきまして保健所からの要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者を移送するための協定を宮城県と締結するに当たり、国、県と同様の防疫等作業手当を新設するため所要の改正を行うものでございます。

議案第4号から議案第7号までの令和2年度各種会計補正予算につきましては、予算執行状況を精査し、今後の執行見通しを踏まえ、各事務事業の所要経費について整理したものでございます。

続きまして、議案第8号から議案第12号までの令和3年度各種会計予算について御説明申し上げます。

一般会計につきましては、総額を21億8,444万2,000円とするもので、主要事業といたしまして、衛生費ではし尿処理施設整備方針検討及び生活排水処理基本計画策定業務委託費、一般廃棄物最終処分場改善計画及び新最終処分場整備構想策定業務委託費、消防費には、消防本部新消防庁舎整備事業基本実施設計業務委託費、高規格救急車更新事業をはじめとする各事務事業の所要経費を計上しております。

介護認定審査会特別会計につきましては、審査委員40名による8合議体で審査判定をお願いするもので、総額を1,461万4,000円とするものでございます。

また、障害支援区分認定審査会特別会計につきましては、審査委員10名の2合議体で審査判定をお願いするもので、総額を112万6,000円とするものでございます。

次に、病院事業会計でございますが、指定管理者による業務の予定量を、1日平均患者数で一般病棟入院を72人、回復期病棟入院を43人、外来患者数を260人と見込んでおります。また、市町村負担金は、企業債償還金、指定管理者への運営交付金などの総額4億9,817万1,000円を計上しております。

訪問看護ステーション事業会計につきましては、指定管理者による業務の予定量を、月平均の利用者数を76人とし、利用回数は410回を見込んでおります。

以上が各種会計予算の概要でございます。

次に、同意第1号につきましては、大衡村推薦の教育委員会委員の任期が令和3年3月31日で満了となりますので、教育委員会委員の任命につきまして同意を求めるものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。何とぞ慎重に御審議をいただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本会議途中に「理事会部局におけるグループ制から係制への移行について」及び「くろかわ訪問看護ステーション事業経営戦略について」、議会全員協議会での説明を予定させていただいております。

最後に、今会期中に、先日の議会全員協議会において御説明いたしました「公立黒川病院の利用料金制への移行について」に関連する案件を追加提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（犬飼克子君） 日程第3、会議規則第60条の規定に基づき一般質問を行います。

順番に発言を許可します。12番千坂裕春君。

○12番（千坂裕春君） 通告に従いまして一般質問を開始いたします。

黒川浄化斎場について。

黒川浄斎場は、昭和59年3月の竣工の施設であります。以下に理事長に伺います。

宮城県内の火葬場の名称が、黒川浄斎場以外「斎場」であるが、意図するところがあるのか。「浄」には汚いもの、汚れたものを清めるという意味がありますが。

待合室の和室のバリアフリーの一環として3室中1室がテーブルと椅子の対応が完了しております。随時整備と聞いていますが、利用者の増加、公平性の観点から、早急に残り2室の同時整備が必要ではないかと思っております。

○議長（犬飼克子君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの御質問でございます。

まず、1点目の浄斎場という名称に意図するところがあるのかの御質問にお答えします。

宮城県内の火葬場において「浄」の文字を使っているところは当組合のみで、他の名称は「火葬場」「斎場」「斎苑」等となっております。全国的に調べた限りでは、浄斎場と名乗っているところは見当たりませんでした。滋賀県湖南市の「浄苑」、愛媛県伊予市の「聖浄苑」、広島県北広

島町の「浄寿苑」、広島県東広島市の「豊浄苑」と、「浄」を使っている自治体が確認されております。名称が決定されたのは、昭和59年2月25日の当時の黒川地区行政事務組合定例会にて火葬場条例が可決され名称が「黒川浄斎場」となっているものでございます。名称の決定につきましては、様々な意見を基にして決定したものであると思われませんが、議事録を確認したところ、どうして斎場と名づけたのかという質問に対し、火葬場という名称よりもイメージがよく響きがよいなということで斎場にしたとの回答が残されております。また、「浄」の意味につきましては、浄化、洗浄等の清めるという意味と、浄土、浄罪等の清らか、清い、汚れがないという意味がございます。そういったことから、汚れがない清らかなの意味合いでのこの字の使用かと推測しております。

次に2点目の、残り2室の和室待合室のテーブル椅子の同時整備が必要ではないかの御質問でございますが、このことにつきましては、今年度の当初予算において1室を整備したところ非常に住民から好評をいただいておりますので、令和3年度の事業としまして計画し、当初予算に計上させていただきますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 再質問・答弁は、質問席・答弁席にてお願いいたします。千坂裕春君。

○12番（千坂裕春君） 理事長の答弁に従いまして再質問を開始いたします。

まず、1要旨の「浄」の意味について、私の知る範囲以外のもので書いてありました。そうであるならば、やはり施設の思いはこういうものだということを、疑問に思っている方もいらっしゃるもので、そういったものを少し見やすいような工夫とか、またはホームページ上に書いていただくと、私も当時の経緯ちょっと知らなかったものですから、そういう問合せがあったときにスムーズにできる材料にできたと思いますので、そういった対応が必要じゃないかと思います。

2要旨目のことは安心しました。やはり、3室中1室しかなくて、今ですと午前中ですと9時と9時半と10時半ということで火葬が執行されますが、やはり同時に3グループがいた場合、1グループが使ってほかの2グループが使わないと、そういった不満というものもお聞きしているところなのでこういった質問になりましたが、同時に整備していただくということを聞いて安心しました。

1要旨目だけもう少し、ちょっと説明が欲しいんですけども。こういったものもう少し、皆さんのこの施設がこういった意味合いを持ってつけた名前なんですよというのも分かりやすくすべきかなと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（犬飼克子君） 浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 浄斎場という言葉について、初めて聞いた人が分からないということなん

でしょうかね。火葬場という言い方が一般的といいますか、あるんだと思っておりますが、黒川エリアでは20年、40年にわたって、浄斎場という名前で運用といいますか皆さんに知られているところでございます。新しい方について、聞きなれないということがあるということもあるかもしれませんが。今、黒川行政の事業の中で火葬業務については黒川浄斎場という言葉でずっとやっておりますので、改めて看板を出して浄斎場どうのという説明というか、そういったものについては、お聞きいただければ丁寧にお答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それから、2番目はやるということで。

○議長（犬飼克子君） 以上で12番千坂裕春君の一般質問を終了します。

次に、7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

視聴覚センターの在り方についてということで通告をしております。

先ほど、理事長の挨拶に視聴覚センターの運営については所有する教材や機材の貸出し事業を継続していくと、これは次年度の方針なんだろうと思いますけれども、組合の教育委員会所管の視聴覚センター、昭和の時代にライブラリーと称する協議会を4町村で設置し、16ミリ映写機の技術者養成など行ってきたと伺っております。今、16ミリ映写機なかなか見ることなくなりましたし、もうビデオとかDVDで、その辺も賄えているのかなと感じているところでもあります。学校とか公民館とかでも、映写機というよりもプロジェクターなりで映し出しているのことが多いのかなと。今、けやき教室もなくなるということの中で、教育委員会そのものの所管事務も縮小しているこの流れの中では、この視聴覚センターそのものの存続についても検討する時期に入ったのではないかと考え通告しておりますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（犬飼克子君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいま佐々木議員の御質問でございますが、視聴覚教材センターにつきましては、昭和43年に黒川郡視聴覚協議会、通称視聴覚ライブラリーを設立して、大和町の公民館に事務局を置き、当時の視聴覚の主流ともいえました、ちょっとお話出ました16ミリ映写の技術者養成をはじめ、フィルムの貸出しなどの公民館社会教育事業の一端を担ってまいりました。

平成3年4月に、一部事務組合の統合、現在の黒川地域行政事務組合の設立に併せまして名称を視聴覚教材センターに改めて、組合の事務事業に加え、今日に至っているものでございます。

その後、時代の流れによりまして、おっしゃるとおり視聴覚教材につきましては16ミリからビデ

オへ、そしてビデオからDVDへ、また機材も16ミリ映写機からプロジェクターへと変わっておりまして、さらに機材の価格が低下し、地域に普及するようになっております。

昨年度の視聴覚教材センターの事業実績も、教材はDVDの利用が7本、5団体、プロジェクター一等の機材の利用は81台、30団体と、減少傾向にあります。16ミリフィルムや写真映写機につきましては、平成27年度から貸出しの実績がない状態となっております。

視聴覚教材センターの在り方につきましては、教育委員会や市町村の担当課長会議におきましても、教材機材の利活用の減少に伴い事業の在り方や歴史的価値のある16ミリフィルムの保存をどうするかといった検討をした経緯もございました。

本年3月末で、適応指導教室けやき教室の事業も廃止になりまして、組合教育委員会所管の事業が視聴覚教材センターの運営だけになりますことから、教育委員会等の意見も踏まえまして、今後の在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 今、理事長から検討する旨の答弁をいただきましたけれども、本日提案されていきます一般予算を見ても、視聴覚教材センターに係る経費7万3,000円ですか、この内容からも検討すべきと考えますし、時代の流れといいますか、視聴覚教材機材そのものも今どんどんいい物も出ておりますし、ただ価値のある16ミリのこの歴史的な物とかそういった物はきちんと保管していただきたいと思っておりますけれども、そういったことも踏まえて、このセンターの存続について強く方針を打ち出してもらいたいなと思っております。教育委員会と協議をするということですが、今までそういった協議してきているものなのか、また教育委員会としての現段階での見解というものはどういったものなのか伺います。

○議長（犬飼克子君） 浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） これまでも、教育委員会の事業につきましてけやき教室が中心にやっておりますところでございます。今年度の段階で、けやき教室が各市町村に移管になりましたので、今後の教育委員会の事業の在り方等につきましては話しもしているところでございますが、なお教育委員会の見解は教育長に答弁してもらいたいと思っております。

○議長（犬飼克子君） 教育長上野忠弘君。

○教育長（上野忠弘君君） おはようございます。よろしくお願いたします。

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

教育委員会におきましてセンターの検討なんです、一度は川の氾濫がありまして、旧組合施設が大変な状況になりました。あの子の時点で、一度教育委員会それから事務局も含めて各市町村の担当課長に集まってもらって検討した経緯がございます。それから、今回のけやき教室の件につきまして検討する過程でも、視聴覚センターの検討についての御意見は出ております。

○議長（犬飼克子君） 以上で7番佐々木春樹君の一般質問を終了します。

ここで、本会議を一時休会し、議会全員協議会を開催いたします。

午前10時28分 開会

---

午前10時47分 開会

○議長（犬飼克子君） それでは、本会議を再開いたします。

---

#### 日程第4 議案第1号 課設置条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第4、議案第1号課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第1号について御説明いたします。

議案書の1ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表1ページを御覧願います。

議案第1号課設置条例の一部を改正する条例でございます。

先ほどの全員協議会で御説明いたしました理事会部局におけるグループ制から係制への移行についてに関連するものでございまして、課設置条例第2条の分掌事務の改正をしようとするものでございます。

条例新旧対照表を御覧願います。

今回の主な改正につきましては、それぞれの課の実情に合わせた見直しを行い、主に業務課につきまして具体的な実務の内容に改めるものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行とするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第4、議案第1号課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第5、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第2号について御説明いたします。

議案書の2、3ページ、それから別冊の条例新旧対照表の2、3ページを併せて御覧願います。

議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましても、グループ制から係制へ移行することに関連するもので、職員の給与に関する条例の別表第3、級別分類表を改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧願います。

今回、行政職給料表級別分類表、アの職員、こちらは理事会部局の職員となります、につきまして、課長補佐、係長職の新設に伴いまして3級を係長級、4級を課長補佐級、5級、6級を課長級と職務と責任に応じた形で整理したものでございます。

3ページの、イの消防吏員につきましては変更なく従前のとおりでございます。

それでは、議案書3ページにお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行とするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第5、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第6、議案第3号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第3号について御説明いたします。

議案書の4ページ、それから別冊の新旧対照表につきましては4、5ページとなります。

議案第3号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、消防部局におきまして宮城県と新型コロナウイルス感染症患者移送について協定の締結を準備しておりまして、こちらの協定は保健所からの要請によりまして新型コロナウイルス感染症患者の移送を行うことができるようにするものでございます。

この協定に基づく移送は、感染症患者を救護する作業となることから、国と県と同様の防疫等作業手当を新設し、あわせて新型コロナウイルス感染症に係る特例を新たに設けるものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧願います。

今回、第2条に4項で防疫等作業手当を支給できるように追加しまして、5項で感染症について規定するものでございます。さらに、別表第3を追加しまして、防疫等作業手当としまして1日300円を支給できるように改正するものでございます。あわせて、附則に防疫作業等手当の特例を設けまして、新型コロナウイルス感染症により生じた作業に従事する場合は1日3,000円を支給できるようにするものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行とするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 確認です。現段階では作業していないということを確認したいのと、それから、こういった作業に従事するということによって医療従事者と同じような扱いの中、ワクチン接種が先行してされることがあるのか、その辺伺っておきます。

○議長（犬飼克子君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） ただいまの質問でございますけれども、現段階での作業の実施はということでございますが、まず今回の協定については保健所でどうしても手が回らない場合には搬

送に協力をお願いしたいということでの協定審議中ございまして、県の保健福祉部と保健所、消防との3者で行っておりますが、これまで当感染症による疑いの搬送については5件ほどございまして、いずれも検査後陰性と判明したものでございますが、5件ほど帰所後に救急隊が消毒した事例はございます。

もう一件のワクチンについてでございますが、今、国から医療従事者という形で本部の課長職以外の現場の者は全てワクチンの接種のほうに向かっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか、ほかにございませんか。15番和賀直義君。

○15番（和賀直義君） 説明を受けたんですが、この防疫作業手当の300円の作業と、この日当3,000円のこの作業って、ちょっとイメージ的に頭の中で整理できないんですけども、これちょっと分かりやすく教えてほしいんですけども。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

防疫等作業手当は1日300円でございますが、こちらにつきましては通常の感染症の作業を行った場合に支給されるものでございます。こちらにつきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律で規定される感染症患者を取り扱った場合で、特例としまして今回コロナウイルス感染症患者に対する作業を行った場合に1日3,000円を支給しようというものでございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 15番和賀直義君。

○15番（和賀直義君） 私から見ると、その説明だと同じことじゃないかと思うんですけどもね。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） すみません、防疫等作業手当の300円につきましては、コロナウイルス感染症以外の感染症患者に対する作業を行った場合に300円を支給するというものでございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにございませんか。4番金子透君。

○4番（金子透君） 確認なんですけれども、この金額、高いか低いか私判断つきかねるんですけども、その根拠をお知らせください。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） この金額でございますが、こちらは宮城県に準じた金額となっております。

す。宮城県と同じ金額でございます。

○議長（犬飼克子君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第6、議案第3号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩に入ります。会議の再開は10分後の11時10分です。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第7 議案第4号 令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）

○議長（犬飼克子君） 日程第7、議案第4号令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、議案書5ページをお開き願います。あわせて、令和2年度各種会計補正予算に関する説明書の1ページをお開き願いたいと思います。

それでは、令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出それぞれ4,446万円を減額し、総額を24億3,036万7,000円とするものです。

第2項は、予算の区分及び補正後の金額を、6ページ、7ページの第1表のとおりとするものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加で、8ページ、9ページにございます第2表のとおり36件を追加させていただくものでございます。

続きまして、別冊の補正予算に関する説明書1ページ、2ページを御説明させていただきたいと思っております。

1 ページ、2 ページは歳入と歳出を総括したものでございます。

3 ページをお開き願います。

歳入について御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目市町村負担金について234万3,000円を増額するものでございます。

内訳は、金額の大きいものを主に御説明いたします。

消防費は、人件費の精査による減額分と、新消防庁舎基本構想を内部で作成することとしたものから委託費の減額を行い、市町村に返還するものでございます。

次に、ごみ処理費の増額については、マテリアルリサイクル施設建設費に係る補助対象面積の当初よりの拡大に伴い、財源としている復興特別交付税も併せて増額されることとなっております。その復興特別税につきましては、組合ではなく各市町村に一旦交付されるため、その交付されたものを組合に負担金として改めてお願いすることにより増額となっているものでございます。

その他の管理運営費、火葬場費、し尿処理費、最終処分場費、適応指導教室費につきましては、事業の精査により増減が生じているものでございます。

4 ページを御覧願います。

2 款 1 項 1 目衛生使用料、同じく 2 項 2 目消防手数料につきましては、見込額により増額計上するものです。

3 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金のうち、循環型社会形成推進交付金につきましては、マテリアルリサイクル施設推進施設建設に係る補助対象面積の拡大により増額となったものでございます。

その他の国庫補助金については、事業費確定により補助金の精査を行ったものでございます。

4 款県支出金から 5 款財産収入までにつきましては、金額の確定及び予定額を計上したものでございます。

5 ページをお開き願います。

7 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、救急車及び資機材搬送車の起債対象外経費の確定により増額したものでございます。

8 款繰越金と 9 款諸収入につきましては、金額の確定または予定額によるものでございますが、次ページの 9 款 3 項 1 目中災害廃棄物特別負担金につきましては、令和元年度台風19号による災害廃棄物の各市町村の搬入見込数量に基づき、特別負担金としてお願いさせていただくものでございます。

10 款組合債のうち衛生債については、マテリアルリサイクル施設建設に係るもので、建設財源と

して先ほど御説明した市町村負担金及び国庫補助金が増額となったため、借入れする起債を減額としたものです。消防債については、車両購入費の不用額の精算に併せ起債の減額を行ったものでございます。

以上が歳入の補正の内容になります。

歳出につきましては、各部門より御説明させていただきます。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧願います。

歳出でございます。1款議会費1項1目議会費について御説明いたします。議会費につきましては、8節旅費、11節役務費の間で費目間の調整を行ったもので、増減はゼロとなっておりますのでございます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございますが73万2,000円を減額しまして、1億72万4,000円とするものでございます。2節給料から4節共済費の人件費につきましては、人事異動等によりまして精算したものでございます。

10節需用費につきましては、例規集の印刷等につきまして不足、あとコピー料金につきまして不足が生じたので増額補正とさせていただいているものでございます。

17節備品購入費につきましては37万5,000円の増で、こちらにつきましてはコロナウイルス関連対策費としまして、カメラ型の体温測定機、あとウェブ会議ができます機器を調達するものでございます。その他につきましては、見込額等を精査しまして減額となるものでございます。

続きまして、2目文書広報費でございますが、こちら51万2,000円を減額しまして148万円とするもので、こちら事業費の見込額確定に伴いまして減額しているものでございます。

3目財政管理費につきましては3,564万8,000円を追加しまして3,566万8,000円とするもので、こちらは各費目精査いたしまして積立てを行うものでございます。

総務費につきましては以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、続きまして衛生費について御説明申し上げます。

8ページを御覧願います。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、先ほど総務管理費同様人件費につきまして人事異動及び給与等の改定により精査したものでございます。役務費、負担金につきましては、事業執行

の経費確定に伴う減額でございます。303万5,000円を減額し、総額を2,419万円とするものでございます。

2目火葬場費につきましては、12節委託料の69万4,000円の増額につきまして、本年の予想以上の積雪のため除雪費用を増額したものでございます。14節工事費につきましては事業執行の経費確定による減額、17節備品購入費につきましては、庁用器具費につきましては事業執行の経費確定による減額、機械器具費の増額につきましては小型顔認証型の体温計、こちらを入り口に2台購入するため増額し、火葬場費合計で40万8,000円を増額し、総額を3,984万2,000円とするものでございます。

1項保健衛生費の合計としまして、計にありますとおり262万7,000円を減額し、総額を6,403万2,000円とするものでございます。

続きまして、清掃費でございます。

4款2項1目し尿処理費につきましては、10節需用費につきまして、燃料、薬品など使用量見込量を判断して、それぞれ補正をしたものでございます。11節以降につきましても、事業執行の経費確定による減額ということで、し尿処理費合計で448万3,000円を減額し、総額を5,913万4,000円とするものでございます。

続きまして、2目ごみ処理費でございますが、人件費につきましてそれぞれ先ほど同様、報酬、給料、職員手当を減額するものでございます。

ページをめくっていただきまして、8節旅費、10節需用費につきましても見込量を判断しそれぞれ補正したもの、11節役務費、12節委託料以降につきましてもそれぞれ事業執行の確定により減額ということになります。

合計につきましては、また8ページに戻っていただきたいと思っております。ごみ処理費でございますが、613万5,000円を減額し、総額を3億5,311万5,000円とするものでございます。

再び9ページ、お開き願います。

ごみ焼却施設事業費につきましては、事業額がほぼ確定しておりますので、使用料として資機材のリース料を5万5,000円減額し、総額を3億5,352万8,000円とするものでございます。

4目最終処分場費につきましては、12節委託料の195万5,000円の増額につきまして、こちらにつきましても本年の予想以上の積雪のため除雪費用の委託を増額したものでございます。そのほかにつきましては、事業執行の経費確定に伴う減額ということで、最終処分場費で52万7,000円を減額し、総額を5,945万1,000円とするものでございます。

最後の計でございますが、2項清掃費の合計としまして1,120万円を減額し、総額を8億2,522万

8,000円とするものでございます。

以上が、4款衛生費の補正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） 5款消防費について御説明申し上げます。

引き続き、説明書9ページ中段を御覧願います。

1項1目常備消防費につきましては4,890万1,000円を減額し、11億3,892万4,000円とするものでございます。減額となった主な要因としまして、3節職員手当の1,209万7,000円については、コロナ禍による救急現場出場が大幅な減数に転じたことや、救助大会等の訓練の途中打ち切り、また各種講習会の中止などによりまして人件費が大幅に削減されたことが関係してございます。また、4節共済費につきましては、基本月額額の改定によるものでございます。また、12節業務委託料につきましては1,154万5,000円、また14節の工事請負費1,000万円などにつきましては、事業執行確定後の減額でございます。

続きまして、2目消防施設費に関しましては1,694万9,000円を減額し、1億1,552万1,000円とするものでございます。減額となった主な要因としまして、13節の賃借料につきましては消防指令システムの部分更新による賃貸借契約が当初の計画より2か月後に発生したことや、17節の備品購入費につきまして、主に車両購入の執行残額となります。

1目、2目合わせまして6,585万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上で、消防費の補正について終わります。

○議長（犬飼克子君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 11ページ、お開き願います。

続きまして、教育費について御説明申し上げます。

6款1項1目教育委員会費につきましては、先ほど来お話しさせていただいております人事異動及び給与等の改正によりまして、こちらにつきましては27万8,000円の増額ということでさせていただきます。861万2,000円とするものでございます。

6款2項社会教育費につきましては、経費確定により3,000円を減額し、4万円とするものでございます。

適応指導教室費につきましても、事業執行の経費確定に伴いまして、7節、8節、17節それぞれ減額させていただき、合計で56万円の減額で、総額を579万4,000円とするものでございます。

以上が教育費の補正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 財政課副参事碓井 豪君。

○財政課副参事（碓井 豪君） 7款公債費1項1目元金、2目利子につきましては、マテリアルリサイクル施設整備事業費が確定したことにより、衛生債並びに消防債の執行予定額の確定に伴い整理を行ったものでございます。合計で109万8,000円の増額とするものです。

12ページから16ページまでが、補正予算給与費明細書でございます。

17ページをお願いします。

17ページから20ページまでが、債務負担行為の補正に関する調書でございます。

以上が、日程第7、議案第4号令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算の説明でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第7、議案第4号令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第5号 令和2年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）

○議長（犬飼克子君） 日程第8、議案第5号令和2年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） 議案第5号になります。議案書の10ページをお開き願います。あわせて、補正予算に関する説明書の21ページもお開き願います。

令和2年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出それぞれ253万7,000円を減額し、総額を1,413万3,000円とするものです。

第2項は予算の区分及び補正後の金額を、11ページの第1表のとおりとするものです。

続きまして、別冊の21ページを御覧願います。

21ページは、歳入と歳出を総括したものでございます。

22ページをお開き願います。

歳入につきまして、1款1項1目市町村負担金につきましては、360万3,000円を減額し、各市町村へ返還とさせていただくものです。

2款繰越金、3款諸収入につきましては、金額の確定による計上でございます。

続きまして23ページの歳出につきましては、1節報酬から10節需用費までの各費目ごとに精査を行い、総額で253万7,000円を減額とさせていただくものでございます。

以上で補正の内容の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 補正の内容は大体分かりましたけれども、審査会の回数並びに認定者数、そういったものはどのように推移しているものなのか、その影響で減額になっているのか、その辺分かるような説明をお願いします。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） お答えいたします。

審査件数につきましては、認定期間の延長、最大24から36か月になったことなどを踏まえまして減少傾向に来ております。ただ、審査する対象になっている人数につきましては老人の人口がどんどん多くなっているということで、審査の人数につきましては上昇傾向になっているものでございますが、今お話ししたとおり審査件数については少なくなっているということになります。

ただ、それによって回数が減ったということではなく、今回報酬が124万8,000円減額ということにはなっておりますが、その大きな要因については、新型コロナウイルス感染症ということで、年に1回全体会、総会みたいなものなんですけれども、40名集まってする全体会が中止になったというところが一番大きな要因でございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか、ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第8、議案第5号令和2年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第6号 令和2年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別  
会計補正予算（第2号）

○議長（犬飼克子君） 日程第9、議案第6号令和2年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） 議案書12ページをお開き願います。あわせて、補正予算に関する説明書27ページをお開き願います。

令和2年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出それぞれ18万4,000円を減額し、総額を99万5,000円とするものです。

第2項は、予算の区分及び補正後の金額を、13ページの第1表のとおりとするものです。

続きまして、別冊の補正予算に関する説明書27ページを御覧願います。

27ページは、歳入と歳出を総括したものでございます。

28ページを御覧願います。

歳入につきましては、1款1項1目市町村負担金につきましては20万9,000円を減額し、市町村へ返還とさせていただくものです。

2款繰越金につきましては、金額の確定による計上でございます。

歳出につきましては、1節報酬と8節旅費につきまして、費目ごとに精査を行い総額で18万4,000円を減額としたものでございます。

以上で、補正内容の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、議案第6号令和2年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第7号 令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（犬飼克子君） 日程第10、議案第7号令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書14ページをお開き願います。

令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

このことにつきましては、第2条で収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入でございますが、こちらにつきましては708万4,000円を増額し、補正後の予定額を30億296万6,000円とするものでございます。

次に、支出ですが、第1款病院事業費用において905万3,000円を減額し、31億7,706万5,000円を予定額とするものでございます。

次に、第3条につきましては、予算4条に定めました資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入において256万円を減額し、補正後の予定額を4億1,313万6,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出においても同額の256万円を減額し、補正後の予定額を4億1,313万6,000円とするものでございます。

15ページ御覧ください。

第4条では、予算8条に定めた関係市町村からの補助を受ける金額について、収益的収入を106万円増額し1億8,243万2,000円とし、また資本的収入においては、106万円を減額し、3億3,516万6,000円とするものでございます。合計額については、増減がないものとしております。

市町村ごとの補正額につきましては、15ページの表を御覧願います。

議案書については、以上でございます。詳しくは、別冊にあります補正予算に関する説明書にて

説明を申し上げます。

30ページお開き願います。

このページにつきましては、補正予算について実施計画についてまとめたものでございますが、詳細については31ページを御覧願います。

1 款病院事業収益でございますが、2 項医業外収益でございます。こちらにつきまして708万4,000円を増額するものでございますが、内訳ですが、2 目他会計負担金で先ほど予算書で御説明したとおり資本的収入負担金からの移動でございます。

5 目その他医業外収益につきまして54万7,000円の減額でございますが、院内食堂、売店に対しまして、施設の賃借料を減免及び減額を行ったことによる減額でございます。

7 目長期前受金戻入益につきましては、平成30年度に補助金で整備したスプリンクラー及び一部指定管理者で負担しております電子カルテについての資産額及び減価償却費を精査したことによる増額でございます。

3 項1 目特別利益でございますが、令和元年度台風19号によります施設の被害に伴う建物を修繕したことによる災害共済金が今年度になってから入金されたということで、こちらにつきまして特別利益としたものでございます。また、さきの議会で御可決賜りました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付におきまして、こちら病院側のほうで支給した実績報告を行い不用額が生じたということで、不用額の6,000円を県に返金するということとなりますので、地域医療振興協会より返金されたものでございます。

次に、下段の表、支出であります。

1 項1 目給与費におきましては、一般会計と同様の考え方で人事異動及び給与費の改定による精査でございまして、39万4,000円を減額するものでございます。

2 項経費につきましては、事業執行の確定及び今後の緊急の医療機器や設備に係る修繕などに備えまして184万2,000円を修繕料として増額するものでございます。

次に、4 目減価償却費でございますが957万2,000円を減額する予定でございます。

2 項医業外費用1 目支払利息につきましては93万5,000円の減額を予定するものでございます。

3 項1 目特別損失でございますが、先ほど特別利益で御説明した新型コロナ関係の交付金を宮城県へ返還するものでございます。

32ページ、御覧願います。

次に、資本的収入及び支出でございますが、こちらにつきましては、まず収入でございますが、

1 款 1 項関係市町村負担金につきましては、下段の支出における所要額の確定を踏まえまして、関係する市町村出資金を106万円減額し、また 2 番の企業債につきましても同じく確定しましたので150万円を減額するものでございます。

次に、下段の支出でございますが、こちら企業債償還金につきまして、昨年度整備した医療機器の起債額が確定したことによる調整でございますが4,000円を増額するものでございます。

2 項建設改良費につきましては、医療機器購入の事業額が確定したということで156万4,000円を減額するものでございます。

3 項のリース資産購入費につきましては、今年度新たにリースにより購入した医療機器はありませんでしたので、総額の100万円を減額する内容となっているものでございます。

33ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますので御参照願います。

以上が、病院事業会計補正予算の内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番浅野直子さん。

○10番（浅野直子君） 31ページの下段の支出の部分でございますが、1 款 1 項 3 目の経費のところ、10節の修繕費に対しまして190万7,000円の計上がございました。このところをもう少し詳しくお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） こちらにつきましては、修繕料、今これを修繕する必要があるという修繕は今のところないと。今後、生じるかもしれないという緊急修繕料に備えてこちらに予算化させていただいているというところでございます。また、こちらについて年度をまたいで修繕引当金ということで引当金として今後の緊急の修繕に備える原資とさせていただくという考えでございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） ほかにございませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 支出の大半を減価償却費で占めているんですけども、この減価償却の考えをお伺いしたい。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 減価償却費につきましては、当初予算を策定する段階、おととしの11月とかそのくらいの段階でございますけれども、そのときの次年度、要は今年度ですね、その年に購入した医療機器等については予算額で減価償却等々を考えているということになりますので、それ

について、あとそれから決算額、あと、それから、精査してその差異が生ずるということがございますので、それで調整させていただいているという状況でございます。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 設備に関する減価償却、機器とかですね、いろいろな物があるかと思うんですけども、予算の段階でこのくらいの減価償却費があったが決算的にはこのくらい減価償却費で減るとということは、どのくらいの設備が投資できなかったとかそういったところの明示はできないんですか。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） こちら、佐々木議員おっしゃるとおり、病院には建物それから医療機器等々、様々な資産がございます。こちらにつきまして数億円するような大きな資産等々もございまして、それについて検討段階のときには先ほどお話ししたとおり予算の数字を最初の購入価格として減価償却の計算をしているということでございますので、お示しということになりますと非常に多いということもございまして、今私もちょっと資料を持ってきていないという状況もございまして、大きな医療機器から建物を表しているということで御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） そんなに詳しくなくても、当初予算で先端医療の機械を購入しようと思っただけけれどもしなかったとか、こういう計画があったけれどもここはできなかったの減ったとか、何か代表的なものとかそういったことはないんですか。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 予定の物を買わなかったとかそういうものはございません。入札においての金額が減ったということで御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第10、議案第7号令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第8号 令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第11、議案第8号令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課参事田中孝幸君。

○財政課参事（田中孝幸君） それでは、議案書16ページをお開き願います。

議案第8号令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計予算でございます。

第1条は予算の規模を規定するもので、歳入歳出それぞれ21億8,444万2,000円を定めるものでございます。

第2項の歳入歳出款項の区分及び金額につきましては、17ページの第1表によるものでございます。

続いて、第2条は債務負担行為を定めるもので、19ページの第2表に事項、期間、限度額を記載してございます。

次に、第3条は地方債で、令和3年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を19ページの第3表に定めてございます。

第4条は一時借入金でございまして、最高額を4億円と定めるものでございます。

第5条につきましては歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を第1号のとおり定めるもので、各項に計上した人件費に過不足が生じた場合に、同一款内の各項間で流用できるとするものでございます。

それでは、19ページをお開き願います。

第2表債務負担行為となっております。令和3年度に設定できます債務負担行為となります。

AED貸借、環境衛生センター、期間は4年度から8年度まで、限度額は65万4,000円でございます。

同じく、消防庁舎整備事業基本実施設計業務委託、期間は令和4年度、限度額は1億4,800万円でございます。

次の第3表地方債につきましては、令和3年度に起こすことができます地方債となります。起債の目的、限度額につきましては、高規格救急車更新事業、消防債としまして3,660万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、別冊の令和3年度各種会計予算に関する説明書で引き続き説明させていただきます。  
説明書の1ページをお開きください。

こちらは、一般会計の事項別明細の総括となります。前年度と比較しまして2億7,460万4,000円の減となっております。詳細につきましては、次の3ページ以降から御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

3ページは歳入でございます。

まず、1款分担金及び負担金1項1目市町村負担金につきましては、本年度は20億9,829万9,000円となるものでございます。前年度と比較しまして7,170万7,000円の減となります。減額の主な要因としましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業の完了が主な要因となっております。市町村ごとの負担金額につきましては、下段の市町村負担金調書に記載のとおりでございます。御参照ください。

それでは、4ページをお開き願います。

2款の使用料及び手数料1項使用料1目衛生使用料につきましては本年度600万円の計上で、黒川浄斎場の使用料となります。

続きまして、2目総務使用料につきましては25万1,000円の計上となり、土地及び施設の使用料であり、内訳につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、2款2項手数料1目衛生手数料につきましては447万円の計上で、こちらは環境衛生センターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処分手数料でございます。

続いて、2目消防手数料につきましては255万円の計上で、こちらは危険物施設等許可申請に係る消防事務の手数料でございます。

次に、3款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金につきましては195万3,000円の計上でございます。前年度と比較しまして4,842万1,000円の減となります。こちらの減の要因といたしましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業の完了に伴いまして循環型社会形成推進交付金の減によるものでございます。

続きまして、4款県支出金1項1目消防費県委託金につきましては、宮城県からの移譲事務交付金といたしまして4万6,000円を計上しております。

同じく、5ページに参りまして、2項1目の消防費県負担金でございますが、こちらは東京オリンピック消防救急体制整備費として宮城県からの補助金として347万7,000円の計上をしております。

次に、5款1項1目の財産貸付収入につきましては1万4,000円の計上で、土地の貸付収入であり、詳細は記載のとおりでございます。

2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金に係ります利子といたしまして2万円を計上しております。同じく、2項1目物品売払収入につきましては、更新を予定しております消防車両に係る廃車予定車両の売払い収入を計上しております。

続きまして、6款繰入金1項1目財政調整基金繰入金につきましては、1,525万9,000円を財政調整基金より取り崩して繰入れするものでございます。こちらは令和3年度消防車両3台分の更新事業に自主財源として充当するものでございます。

続きまして、7款1項1目繰越金につきましては、科目ごとの繰越見込額で109万円を繰越額とするもので、内訳は記載のとおりとなっております。

次に、6ページをお開き願います。

8款諸収入1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金預金利子としまして5,000円の計上でございます。

同じく2項1目の消防費受託事業収入につきましては297万9,000円の計上で、こちらは高速道路救急業務支弁金でございます。

同じく、3項1目の雑入につきましては1,142万8,000円の計上で、こちらの主な収入といたしましては、環境管理センターに係る再資源物の売払い代及び再商品化に係る配分金でありまして、その他の内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、9款組合債1項1目消防債が3,660万円の計上となります。衛生債につきましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業の完了に伴い廃目となっております。同じく、廃項となります消防費県負担金ですが、こちらは消防学校への派遣職員の負担金となりますが、令和3年度は派遣職員がいないために廃項となります。

7ページの寄附金につきましても、令和3年度から適応指導教室が廃止されることによる廃款となります。

以上が歳入の説明でございます。

歳出については、各部門より説明いたします。

○議長（犬飼克子君） これより昼の休憩に入ります。会議の再開は、午後1時からとなります。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、午前中に引き続きまして、令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計予算について御説明いたします。

それでは、各種会計予算に関する説明書8ページをお開き願います。

歳出につきまして御説明申し上げます。

初めに、1款議会費でございます。議会運営に要します経費といたしまして、前年度と比較しまして3,000円増の251万6,000円となるもので、例年と同内容での計上でございます。

次に、2款総務費1項1目一般管理費でございます。前年と比較し1,357万9,000円増の1億1,332万3,000円の計上でございます。増加の要因といたしましては、人件費におきまして、例年度より1人増での計上によるものでございます。1節報酬につきましては、理事会、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬でございます。2節から3節職員手当等、9ページに参りまして4節の共済費までが特別職1人、一般職は前年度から1人増の11人の人件費として合計8,449万1,000円を計上しております。7節報償費につきましては、令和3年度は一部事務組合統合30周年目となることを記念しまして、組合章を制定しようとするもので、公募による方法を考えられておきまして、公募謝礼及び選考委員の謝礼の計上でございます。あわせまして、記章及び組合旗の作成に係る経費につきましても各科目に計上しているところでございます。10節需用費につきましては、事務用消耗品、庁舎維持に係る燃料費、光熱水費、公用車1台に係る燃料費でございます。11節役務費につきましては、電話料、職員健康診断料、火災保険料及び自動車保険料の計上でございます。12節委託料につきましては、サーバー及び各種電算システム、10ページに参りまして、庁舎の維持管理に係る保守委託経費が主なものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、サーバー及びパソコンの賃借料、例規関係のシステムの使用料の経費が主なものでございます。17節備品購入費につきましては、クライアントパソコン1台の購入、あと組合旗の作成に伴う経費を計上しているものでございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、職員の研修に係る経費を計上しております。

次に、2目の文書広報費につきましては、年4回の広報紙の発行に要する経費としまして、前年度と比較しまして10万4,000円増の209万6,000円を計上しております。

11ページに参りまして、3目の財政管理費には財政調整基金運用利子の積立金を、4目公平委員

会費には、県人事委員会への事務委託経費を計上しております。

最後に、2款2項1目監査委員費としまして、監査に要する経費としまして、前年と同額の35万5,000円の計上でございます。

以上が議会費と総務費でございます。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 引き続き、11ページ御覧いただきます。

3款民生費でございます。こちらにつきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費で、委員に対します報償金、その他事務経費でございます。予算額8万円で前年度と同額の計上でございます。

次に、衛生費でございますが、まず4款1項1目保健衛生総務費につきましては、業務課の衛生部門に係る経費で、前年度と比較しまして116万円増の3,009万7,000円の計上であります。職員の給与の動きが主な増加の要因となっているものでございます。

まず、右枠内の説明にありますとおり、業務課の衛生部門担当職員4人に係る人件費でございます。

次のページ、お開き願います。

一般管理経費として8節の旅費につきましては、県外出張に係る旅費、その下10節需用費につきましては公用車2台に係る燃料、車検、車両修繕料及びコピー料となっているものでございます。11節役務費につきましては、電話、郵便料、健康診断等のものでございます。18節負担金につきましては、こちら先ほどの旅費に計上しております参加を予定している各種研修会の負担金でございます。

2目火葬場費につきましては、火葬場の管理運営に要する経費で、前年度と比較しますと301万7,000円減の3,641万7,000円の計上であります。主な要因としては、除雪の契約の在り方を検討したこと、備品購入費の機械器具の本年度導入機と要求している機械の価格差によるものでございます。火葬業務につきましては民間に委託しておりますので、人件費の計上はございません。10節需用費につきましては、火葬用の消耗品、灯油、電気料及び天井の一部張り替え等の修繕及び緊急の修繕の施設の修繕料でございます。除雪につきましては、本年度までは機械持込みで時間単価で積算しておりましたが、昨年度、令和元年につきましては雪がなくて出動機会がなかったということで、委託請負業者が多額の損失を出したということから、除雪作業につきましては人件費のみの委託契約としているものでございます。

その下の、13節使用料及び賃借料につきまして、除雪機を組合でリースし、請負業者に貸出しすることといたしました。14節工事請負費につきましては、計画的な保守のために火葬炉の整備工事費として併せて423万5,000円の計上となっているものでございます。

17節備品購入費につきましては、今年度1室に和室用テーブル、椅子の導入をしたところがございますが好評であったので、残り2室も同様とするものでございます。そのほか、機械器具費につきましては、収骨後にどうしても残っている遺骨の一部、細かなものでございますが、それを吸い込む掃除機のような霊砂分離機というものを更新するものでございます。

13ページ下段に目の合計がございます。保健衛生費計としまして、前年度より185万7,000円減の6,651万4,000円をお願いするものでございます。

次に、2項清掃費でございます。1目し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費で、前年度と比較しまして675万3,000円増の7,037万円の計上でございます。主な要因につきましては、将来のし尿処理の施設整備計画を策定するための委託料の増額でございます。施設管理につきましては、民間に委託しておりますことから、人件費の計上はございません。

主な施設の管理、維持経費について、次のページをお開きください。

8節旅費でございますが、こちらにつきまして県外出張及び講習に係る旅費を計上しているものでございます。10節需用費につきましては、A重油、それから電気料、し尿処理に使用します薬品代等の購入でございます。11節役務費につきましては、ダイオキシン測定、ばい煙測定、放射性セシウム濃度測定などの各種検査手数料を計上しているものでございます。12節の委託料につきましては、し尿処理施設管理業務委託をはじめとする各種委託でございます。

一番下のほうに、今年度新たに計画している業務委託についてお示しさせていただいているところでございますが、こちらについて別に説明させていただきたいと思っております。

別冊の議案説明資料第8号関係というものを開き願いたいと思っております。

それでは、資料1ページをお開き願います。

し尿処理施設の現状と施設整備の検討についてでございますが、今年度行いました精密機能検査の中間報告(1)の2)によりますと、適切な整備の実施によりまして処理機能に大きな問題は発生していないが、全体的に施設及び設備装置の老朽化が顕著であると。建屋における鉄骨部材の発錆、コンクリート脱落、鉄筋の露出が進行していると。耐用年数を超えた稼働による維持管理の負担増が懸念されると報告されているものでございます。

上記の報告を受けまして、大規模改修か施設の施設の新設かまたは処理方式の検討、また交付金事業の

検討などを踏まえましてし尿処理施設整備方針の検討業務と、整備方針が、新設あるいは大規模改修どちらになっても必ず行わなければならないという生活排水処理基本計画策定業務を令和3年度の事業として行うものでございます。

なお、新築と仮定した場合は下記のスケジュールとなり、令和11年を目途に整備を行うこととしているものでございます。

再び、予算に関する説明書14ページをお開き願います。

14節の工事請負費につきましては、計画的な各施設整備工事費の計上であり、令和3年度につきましては1,425万6,000円を計上しております。17節備品購入費につきましては、組合として先行して購入していた消防部門及び事務局に続きまして、来年度全ての車両にドライブレコーダーを取り付けるということとしておりまして、衛生センター所有の軽トラックに取り付けるものでございます。18節負担金につきましては、職員研修の位置づけで廃棄物処理施設技術管理者講習を行うものでございます。

次に、15ページを御覧願います。

2目ごみ処理費につきましては、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などの各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費で、前年と比較しまして2,801万2,000円増の3億7,070万5,000円の計上でございます。今まで保守や小修繕の下で行ってききました炉内の修繕につきましては、計画的な補修工事をして焼却施設耐火物補修などを行うこととなったことが主な増加の要因となっているものでございます。管理センター勤務職員12人及び会計年度任用職員7人に係る人件費につきましては、右枠内の説明の欄にありますとおり7,829万8,000円の計上でございます。8節旅費の特別旅費につきましては、し尿処理施設同様県外講習に係る旅費でございます。10節需用費につきましては、焼却炉の消耗品及び燃料、薬品などの経費、それから粗大ごみ処理施設、廃プラスチック減容施設、ペットボトル減容施設などの各種施設運転に要する電気料など、そのほか修繕料でございます。

次のページ、お開き願います。

11節役務費につきましては、ダイオキシン、ばい煙、放射性セシウムなどの各種点検検査手数料と火災保険料などを計上しているものでございます。12節委託料につきましては、焼却炉の運転管理委託をはじめとしまして、そのほか瓶などの再商品化委託料、それから焼却施設の点検清掃業務の各種委託料でございます。14節工事請負費につきましては、計画的な各施設整備工事の計上でございます。なお、焼却施設については新設から4年目に入りまして、計画的に耐火物の補修、交換

が必要な時期となってきましたので、令和3年度から補修工事を計画し、計上するものでございます。17節備品購入費につきましては、各種電動工具及び先ほどお話ししましたドライブレコーダーでございます。18節負担金、補助金及び交付金につきましては、地元大和町吉田地区金取北地区の方々と組織している環境管理センター周辺対策協議会負担金と、先ほど御説明しました廃棄物処理施設技術管理者講習負担金が主なものでございます。

次に、4目最終処分場費につきましては、最終処分場の管理運営に要する経費で、前年対比58万円減の5,554万8,000円の計上でございます。施設管理につきましては、環境管理センター職員が管理しておりますので、人件費の計上はありません。

10節の需用費につきましては、電気代それから水処理に使用します薬品、消耗品などでございます。11節の役務費につきましては、水質検査などの検査手数料でございます。12節委託料につきましては、水槽車運転業務や埋立物の覆土整地などの最終処分場維持経費などの各種業務委託でございますが、こちらも今年度新たに計画している業務委託について先ほど同様別冊の議案説明資料議案第8号関係で御説明させていただきたいと思っております。

度々申し訳ございません、こちらの資料2ページをお開き願います。

こちらにつきまして、一般廃棄物最終処分場の現状と施設整備の検討についてでございますが、今年度行いました機能診断の結果、中間報告によりますと、2)でございますが、まず残余容量でございますが、埋立て終了予定です、こちら測量による実測と今後の推測によりまして、予定されていた埋立て終了が令和10年3月より令和18年3月と8年間延長される見込みと報告されております。あと、地下水の流入量、それから処理量ということで、長雨の時期は浸出水処理施設の処理能力を上回る状況となっていると。安定処理のため処理能力の向上、増加と、流入量の検証を図るための方策が必要であると。それから、長期施設の維持管理業務ということで、一般的に現施設の埋立て終了につきましては、水質が安定するまではおおよそ一般的に30年を要すると言われていたため、長期にわたる施設維持管理計画を作成して適正な管理が必要であると報告されているものでございます。

上記の報告を受けまして、機能改善計画を定めまして改善を図るとともに、新施設について、埋立て終了予定が延長することによりまして、一般的には基本計画から竣工まで8年以上ということでは書かれておりますので、整備計画を令和18年4月使用開始を目的に新施設における整備構想及び現在の改善計画を策定するものとして、令和3年度計画しているものでございます。

再び、予算に関する説明書17ページをお開き願います。

それでは、14節工事請負費につきましては、計画的な整備工事の経費でございます。

それから、18ページ、お開き願います。

3目のごみ処理施設の整備事業費でございますが、こちらにつきましてはマテリアルリサイクル推進施設工事が完了しておりますので皆減となるものでございます。

目の合計でございますが、清掃費計としまして前年度対比3億2,095万5,000円減の4億9,662万3,000円をお願いするものでございます。

以上が衛生費でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、消防次長石川 勉君。

○消防本部次長（石川 勉君） 5款消防費について御説明申し上げます。

引き続き、説明書18ページを御覧願います。

1項1日常備消防費につきましては、前年度と比較しまして5,357万4,000円減の11億3,741万8,000円の計上であります。減額の主な理由については、12節の委託料1,165万4,000円と、14節の工事請負費3,577万6,000円などになります。詳細については、節ごとに説明いたします。

2節から4節までは、消防職員147人にかかる人件費でございます。7節報償費につきましては、説明欄に記載のほか、外来講師による職員研修会を予定してございます。その謝礼金になります。

19ページになりますが、8節旅費と9節の交際費につきましては例年並みの計上となります。10節需用費につきましては、現場活動に必要な各種消耗品費、施設燃料費、修繕費、薬品費などの経費でございます。4,348万4,000円を計上いたしまして、前年費226万2,000円の増額となります。増額の主な理由としまして、警防管理費96万円と、救急管理費200万円の増額がございしますが、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品の計上となります。

続きまして、11節役務費につきましては、通信運搬費のほか各種検査手数料、職員健康診断料などでございます。88万3,000円増額の1,851万円を計上しております。

続きまして、20ページを御確認願います。

12節委託料につきましては、405万6,000円となっており、前年費1,165万4,000円の減額となります。これは、前年度計上額との差額になります。続きまして、13節使用料及び賃借料につきましては、使用資機材の賃借料になりますが、有料道路通行料に関しまして北海道東北ブロックの緊急援助隊訓練が釧路市であることなどや、5年に1回開催される全国ブロックの訓練が静岡市で開催されまして、その高速代金などが計上している主な理由でございます。14節工事請負費につきましては1,566万4,000円となっており、前年度比較3,577万6,000円の減額となっておりますが、説明欄に

記載のとおり大郷出張所開設改修4か年計画の最終工事や、平成10年開所の富谷消防署の工事3件、及び平成7年開所の大衡出張所の改修工事などでございます。

続きまして、15節から22節までは例年並みの予算計上となりますが、18節の負担金につきまして、下から4項目めの救急救命士研修の人員が通常年間2名のところ、コロナ禍によりまして令和2年の人員削減によりまして1年延期され、来年度は3名となりますので増額がでございます。

以上、1目常備消防費でございます。

そのまま、21ページ中段を御覧願います。

2目消防施設費につきましては、例年の通信管理費と公用車管理費の予算となりますが、前年度と比較しまして2,903万1,000円増額の1億6,153万6,000円の計上でございます。増額の部分につきましては主に通信管理費となりますが、ページ下段の13節使用料及び賃借料におきまして消防指令システムにつきまして、本年度予算にて部分更新による整備をさせていただきましたが、今年度3月から賃貸借の契約が発生してございますが、来年度からは1年間12か月に要する経費などが増額要因となります。その他、おおむね例年並みの計上となっております。

次に、22ページになりますが、17節の備品購入費の主な計上につきまして、車両3台の更新となります。大郷、大衡2台の連絡車両は、配置からそれぞれ22年、23年経過してございまして、更新費用として1,051万6,000円を計上しております。また、大衡出張所配置の救急車については、更新の目安としている登録から10年を経過し、走行キロ数にあつては18万キロを超えたということで、4,134万6,000円を計上するものでございます。

以上、2目消防施設費であります。

次に、追加しました3目の庁舎建設事業費につきましては財政課から説明申し上げますが、5款の消防費の合計につきましては、前年度対比4,810万5,000円増の13億7,160万2,000円をお願いするものでございます。

以上で説明を終了します。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、新設しました3目庁舎建設事業費につきまして、私から説明させていただきますと思います。

新消防庁舎建設に係る新しい目を設けまして、計上額は7,264万8,000円とさせていただいているものでございます。

内容としましては、7節報償費、8節旅費につきましては、新庁舎設計業者委託選定の際の委員

会委員に要する謝金並びに費用弁償の費用でございます。12節委託料につきましては、別冊資料議案第8号関係にて御説明させていただきたいと思っております。

3ページをお開き願いたいと思っております。

業務内容は、新庁舎建設に必要となる基本実施設計を2か年事業として委託費をお願いしているものでございます。設計に要する事業につきましては2億2,000万円で、そのうち令和3年度の計上額を7,260万円とし、残り令和4年度分は、先ほど債務負担行為で御説明した金額となっているところでございます。

業務の内容としましては、移転先地の地質調査、その結果に基づきます建物の構造、新庁舎の規模並びに敷地面積の精査、敷地のゾーニング、建設費用の算定並びにそれに係ります基本設計並びに実施設計を業務として委託したいものでございます。

施設の内容としましては、本部庁舎、車庫棟、本訓練塔並びに副訓練塔を予定しております。テーマとしましては、地震に強い庁舎、災害時に持続可能な庁舎、地域に開かれた庁舎、人と環境に優しい庁舎をテーマに設計を進めてまいりたいと考えております。スケジュールにつきましては、以前もお示ししておりますが、令和3年、4年度で設計、5年、6年度で建築、7年度初頭の供用開始を目標に進めてまいりたいと思っております。

以上で、庁舎建設事業費の説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） 次に、教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 説明資料22ページの下段のほうを御覧願います。

6款教育費でございますが、6款1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会運営に係る経費で、前年度と比較しまして789万8,000円減の30万3,000円の計上であります。昨年までは、職員1人に係る人件費をこちらに計上していたところでございますが、事業が縮小したことによりまして他部門との兼務で行うことによりまして、教育委員会としての業務の案分を考慮しまして、人件費を計上しないことといたしました。1款報酬から8款旅費までは、教育長及び教育委員に係る経費でございます。その他、消耗品、電話料等となっているものでございます。

2項社会教育費でございますが、こちらは視聴覚教材センターを運営する経費でございますが、前年度と比較しまして3万円増の7万3,000円の計上になっております。備品購入費について、視聴覚教材用のDVD1枚を購入する予定となっているものでございます。

適応指導教室につきましては、23ページの一番下になります、予備費の後に計上しておりますが、けやき教室の廃止により廃項となっているものでございます。

以上が、6款教育費でございます。

○議長（犬飼克子君） 次に、財政課副参事碓井 豪君。

○財政課副参事（碓井 豪君） それでは、23ページ、7款公債費について御説明申し上げます。

1項公債費につきましては、衛生債で令和3年度よりマテリアルリサイクル施設整備事業の償還が2件開始されます。消防債につきましては、今年度整備した車両の償還が開始されます。公債費の元金、利子を合わせました償還総額は、1億3,081万8,000円でございます。

次に、8款予備費でございますが、予備費につきましては前年度同額の10万円の計上となっております。

次の、24ページから33ページまで、こちらにつきましては給与費明細書でございます。

34ページをお開き願います。

34ページから36ページまでが債務負担行為の一覧でございます。事項、限度額、支出予定額につきましては記載のとおりとなっております。

37ページをお開き願います。

こちらは、地方債の調書になります。令和3年度は、高規格救急車整備に地方債を予定しておりますので、見込額3,660万円を計上してございます。

以上が、日程第11、議案第8号令和3年度黒川地域行政事務組合理一般会計予算の説明でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番和賀直義君。

○15番（和賀直義君） 予算に関する説明書の16ページに、ごみ処理の施設の工事請負費で高額の金額が載っているんですが、これ4年経過して耐火物の補修をしなければならぬよということですが、これは点検の上やるのか、それとも必ず4年やったからやらなければならぬのかということをお尋ねいたします。

あと、それから17ページの委託料の最終処分場の改善計画で、この説明資料の中に地下水の流入量と処理量ということで、長雨の時期には処理能力の増加と流入量の減少を図るための方策が必要であると載っていますが、これは実際は、今まではオーバーしたということはあるんですか。

あと、22ページの新庁舎の設計業務の委託でございますが、これも説明資料で定性的に載っているんですが、もう少し何となく、我々イメージとしてなかなか湧きにくいんですけども、実際今現状とどういうふうに変わってくるのか、ちょっともう少しイメージしやすいような説明をお願いしたいんですが。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、1問目の質問で、ごみ焼却施設の耐火物補修工事について点検した上でするものなのかという御質問でございますが、こちらにつきましては当初予算策定期間、昨年の夏頃より前、定期点検をしているプラントメーカーでございますが、こちらにつきましては長期の修繕計画という形で、やはり毎日24時間焼却しているところがございますので、そのときに破損物とかは見受けられませんけれども、やはり4年目になるというところがございますので、耐火物等々の計画的に4年目からは補修しなければいけないというようなことが報告されておりますので、来年度から計画的に耐火物、炉内の補修工事を毎年行うという、場所を決めてということになります。劣化具合を見ながら、今年度はここ、来年度はここというような形で計画をつくって工事をさせていただくということになります。

それから、2番目の最終処分場につきましての報告の中で、長雨の時期は処理がなかなか難しくなっているという報告がございまして、現実的にあったのかということでございますが、たしか4年ほど前に若干の越流問題がございました。そのときにつきましては、保健所等々に届出まして、解決策をさせていただきまして処理したということで、あとその1件でございますが、今年度等につきましても越流まではいきませんが、水が実際見えるということで、地下水でなく、そういう長雨の時期はありましたが、かなり埋立て状況もよくなってきておりますので、かなり下のほうまでしか水たまりはできなかったという状況でございます。

私からは以上です。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、もう少し分かりやすくということでございますが、まず、庁舎の移転建設につきましては、洪水のないところということで先日の全員協議会でもお話しさせていただきましたが、水の浸出、あと土砂崩れ等がない場所についての移転というのがまず一番のところになります。移転後につきましては、まず今の事務所が大分狭小化になっておりますので、その辺のあたりまず広くするというのが、内部的にはそういったところになります。あと、来庁者につきましても、職員と一般の来庁者のほうですね、そちらが今重複して動線確保しておりますので、やはり緊急時にそういった動線がかぶらないような設計というところをまず主に考えております。あと、そのほか、職員に関する部分としましては、黒川消防署内に今女性用の仮眠室がございません。あるのは大郷と、今回新築しました富谷になりますので、本部庁舎のほうにもそういった機能を。また、男子の宿直室につきましても、今集団室になっているんですね。個室というところがな

いものですから、やはりこれから若い方が安定的な勤務状態を確保するためにも個室化ということで、面積的にもそういったところで大分大きくはなっていくものかなと思っております。あと、その他、大会議室についても今ございません。救命救急などの講習につきましても、全て出て行かざるを得ない状況になっておりますので、大規模災害時等併用を兼ねまして大規模会議室の設置と、防災教育の拠点施設としての消防庁舎の役割も今後負っていくべきかなと思いますので、小中学生とか幼児対象に見学コースの設置等とか、今の現代に合ったような形での消防庁舎の建設を考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 15番和賀直義君。

○15番（和賀直義君） 最終処分場の処理能力、流入量が多くなって今までも何回かあったよということなんですけれども、これなった場合にはどういうことになってくるんですかね。何か測定値で異常なものが出てくるのかね。その件と、あとそれから庁舎の設計では、3ページに施設内容で、地域に開かれた消防庁舎、あと人と地球環境に優しい消防庁舎って載っていますが、これはもう少し具体的にこういうことを考えているんだということを教えていただきたいです。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 過去の、4年前の越流につきましては、当然保健所の指導によりまして適切な処理をさせていただいておりますが、その時に流出した水につきまして水質検査もしております。基本的には、全てクリアというか問題ない水質ではあったということではございます。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） 地域に開かれた庁舎につきましては、先ほどの御説明と重複する部分もございまして、施設見学などの防災教育の拠点、あと講習会などの実施可能な庁舎というところでございます。あと、その他できる範囲内で障害者等にも対応した施設にもやっていきたいと思って考えております。人と地球環境に優しい庁舎につきましては、太陽光など自然エネルギーを極力活用した中での庁舎というところを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 業務課長の処分場に関する答えですね、補足させていただきたいと思います。業務課長が話したことは、数年前の仮置きごみのときの話であって、現在は越流するということではございません。それで、資料の中に長雨の時期は処理能力を上回るというのは、新設する処理施設が1日40トンから50トン処理することができるわけなんです。ところが、梅雨時期とか台風で局地

的な雨が降った場合、その量をちょっと超すというだけで、それも最終処分場の底部にたまるだけでして、越流するということは今、最終覆土をきちんとやっておりますので、そういうことはございませんので御安心ください。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） ほかにございませんか。10番浅野直子さん。

○10番（浅野直子君） 少し細かくなりますけれども、ページ数が9ページになります。

2款1項1目の11の役務費のところでございますが、各種点検検査手数料の42万円が計上されておりました。令和2年度では11万1,000円だったと思うのですが、この金額の増につきましてお伺いいたします。

それから、10ページになりますが、13節の使用料及び賃借のところ、サーバー及びパソコン等の機器の賃借がございました567万1,000円でございますが、令和2年度のときは208万円ではなかったかなと思うのですが、この何かと一緒にになったのか、この金額の増についても説明があったかも分かりませんが、再度お伺いをいたします。

それから、11ページの4款1項1目保健衛生総務費のところの説明のところの公用車管理費のところでございますが、ここ前は2台で46万6,000円というところございましたけれども、今回の31万8,000円についての説明を求めたいと思います。

それから、最後なんですが、12ページのところに18節でございますが、廃棄物の行政担当者、先ほどからあったんですが、この研修負担金、こここのところの人数、それからこれに関しまして、ここでは研修負担金として人数を求めたいと思いますが、これと併せまして14ページのところの18の負担金、補助金及び交付金のところの廃棄物処理施設技術管理者講習のところは出ております。これは今回、ちょっと出ているようでございますけれども、このことについて人数等を求めたいと思います。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず初めに、総務費ですけれども、2款1項1目11節役務費の各種点検手数料、9ページですけれども、こちらの30万円増の要因につきましては、来年度、今年度から始まりました人事評価制度の研修を予定しておりまして、講師の派遣手数料として30万円をこちらに計上されたものでございます。

続きまして、13節の使用料及び賃借料でございますが……大変失礼しました、保守委託料の、9ページ12節委託料のサーバー等機器保守委託ですけれども、今年度サーバー及びパソコンのほうの一部入替えを行いまして、それに伴いまして……、14節のほうですか（「13節」の声あり）13節、大変失礼しました。13節使用料及び賃借料、こちらサーバー及びパソコン等機器賃貸借でございますが、こちら今年度サーバー及びパソコンの機器の一部を入替えを行っております、その分で賃貸借料の増となっているものでございます。

総務費につきましては、以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、12ページ以降、ところどころに出てきております研修等の負担についての人数ということで御説明させていただきます。

まず、12ページの18節の廃棄物処理技術管理者研修負担金、こちら出席予定1名です。こちらにつきましては、下の後のほうに出てきます廃棄物処理技術管理者という者、職員何名か技術管理者になっている者がありますけれども、こちらにつきまして廃棄物処理施設を運営するためには必ず必要な資格ということで理解していただきたいと思っております。それで、今説明しております技術管理者研修負担金というものにつきましては、技術管理者が再研修をするといえますか、再研修といえますか再度のスキルアップということで行われる研修に出席するものでございます。1名を予定しております。

次の、廃棄物行政担当者研修負担金、こちらにつきましてはそのとおり行政担当の人間が出席する研修でございます、廃棄物担当の行政担当で業務課のほうから1名、これも出席させていただくということになります。

それから、し尿処理のほうの14ページの18節ですね、こちら廃棄物処理技術管理者講習、こちら先ほどお話ししましたとおり、廃棄物処理施設を管理運営するためには必ず必要だという資格でございます。し尿処理の各目的別に資格が必要になっておまして、し尿処理施設の資格を今持っている人間、再任用の職員を除きますと1名しかいないということかございますので、組合として組織として人材育成のために来年度行うということになります。

さらに、ごみ処理施設のほうの17ページの18節、こちらのほうにも廃棄物処理施設技術管理者講習ということで、同じ目的でございますが、こちらについては破碎関係、粗大ごみ処理施設ですね、そちらのほうの講習を受けさせる予定でございます。こちら1名ということで、来年度以降計画的にこの技術管理者を取らせるというような気持ちでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。（「公用車」の声あり）

すみません、申し訳ないです。公用車31万8,000円安くなったというものでございますが、こちら来年度車検がないということで、車検料が減額ということになっております。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 浅野直子さん。

○10番（浅野直子君） 説明ありがとうございました。10ページに戻りまして、先ほどのサーバーの、パソコン等の賃借のところでございますが、ここは計何台になるのかお伺いをいたします。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

今年度入替えしましたのが、サーバー6台、端末、クライアントが19台、あとプリンター3台の入替えを行っております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにございませんか。13番門間浩宇君。

○13番（門間浩宇君） 先ほどの和賀議員の質疑に関連するんですが、議案第8号関係の資料の中に、最終処分場の埋立て完了予定が令和10年3月から令和18年3月までと8年間延長されたというお話を伺いました。8年間延びて、非常に分別とかその辺のところも進んだのかなという思いで、いいことだなと思うんですが、この8年間延長になった要因をどういうふうに考えておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

それと、いずれは来年度から次の最終処分場地の候補地とか、その辺のところもお考えになられるのかなと思います。今現状執行部側で、どの辺のところ、あるいはどのくらいの規模で計画、あるいは頭の中に絵を描いておられるのか。お考えがあるのであればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、まず最初の8年間延びた要因ということで御説明させていただきます。

まず、要因としては3つ挙げられると思います。まず一つは、新焼却施設が稼働になりまして、灰そのものの排出量が概算で半分になっています。焼却能力が上がりまして、灰の量が下がってまいります。それから、もう一つでございますが、こちらにつきましては灰と土を、いわゆるサンドイッチ方式と称しますけれども、埋めながらするんですが、もちろんいわゆる、踏み固め率といいま

すか、何立米、何%くらい減るという計算で積算してはいましたけれども、その予想以上に減量、踏み固めで量が下がったという状況でございます。それから、もう一つでございますが、こちらにつきまして、もう一つにつきましては、東日本大震災に絡む仮置きごみがありましたところでありましたので、毎年測量による実測ができなかったということで、このごみが全てなくなって初めて測量による実測値が出たというところの下がったということになります。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） 新処分場につきましては、今回計上させていただいております最終処分場の構想関係ですね、それを踏まえまして内部ではいろいろと考えておるんですけども、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（犬飼克子君） 13番門間浩宇君。

○13番（門間浩宇君） 新しい焼却施設もできて、その焼却の能力が上がって減量化に成功したということで延びたということで非常によく理解できました。いいことだと思います。

次の、埋立て予定地、最終処分場ですね。これも必ず必要なことですし、今後とも続いてくることだと思います。必要なものは地域住民の方々も十分理解されていると思いますし、そのことはいんですが、その施設が我が地域に来られるといろいろ問題も出てきます。住民との合意形成が十分にされなければなかなか難しい問題だと思いますし、今のうちから計画を練っていただいて、話し合いを重ね、地域住民との連絡を取りながら、うまいこといくような最終処分場にしていただきたいという思いであります。お考えあれば、理事長からでも結構ですし、お返事いただきたいと思いますが。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 最終処分場ということでございますが、今、吉田地区で大変な御協力をいただいております、埋立てを実施させていただいております。地域の方々はじめ、多くの方に感謝しております。今後、これが8年延びておりますけれども、いずれ埋まっていくということでありますので、これにつきましては新たな場所をどうしても設定しなければいけません。必要なことは、議員おっしゃるとおり皆さん御理解されていると思いますが、いざといったときにはいろいろな課題が出てくるということでございますので、その辺につきましてはお願いすることにはなるわけでございますが、十分な話し合い、そういったことをしっかりやりながら、御理解を全て得るということは大変なことではございますが、汗を流しながら努力して、皆さんの

御協力を得られるように、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（犬飼克子君） ほかにございませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 短くと言われましたが、3点ほどあるんです。

火葬場の修繕費のところ、業務課長、屋根というかクロス張り替えみたいな説明があったかと思うんですけども、あれは雨漏りが原因なのか、何が、湿気が原因なのか分かりませんけれども、その前に屋根の工事等も入っていたかと思うんですね。その工事に不備があつてのそういう損傷というんですかね、原因はなかったものなのか、その辺確認されているのかお伺いすると、それから消防費の人員費のところですけども、先ほどの補正のところで大分削減というか、出場回数なり消防演習とかいろいろなかったというところで減額になっておられますけれども、今回の予算執行に当たっては例年どおりの予算だったのか、また人数147と記載されていますけれども、これは前回人員の説明があつた際に言っていたものと差異があるのか。それとあと、消防のところにあるんですけども、大型、中型自動車免許取得講習の助成費ということで52万円ありますけれども、これ要項で平成27年のものなんですけれども、平成19年の5月以前に取得した者に対して何万円とかという金額になっておられますが、これは何名に対してどのくらいの助成を考えているのか、まずその辺伺います。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、浄斎場の修繕料の中の天井クロス張り替えについて御説明いたします。

確かに、何年か前、雨漏りによる屋根修繕という形で工事というか修繕させていただいております。その後、そこからの雨漏りはなくなっております。今回、クロス張り替え、若干剥がれているところを見ても、やはり建物の構造上、いわゆる生コンクリートの上にクロスが張られているという状況でございます。御指摘のとおり湿気なのかなと、見ていただいている業者の方もおっしゃっています。今回、技術革新でそのようなものに強いクロスもあるよというお話を受けておりますので、そういう関係で修繕を予定しているものでございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長高橋 正君。

○消防本部総務課長（高橋 正君） 自動車免許取得助成について御説明いたします。

令和2年度実施については、予算額、大型ですけども1名につき8万円で5名、それから中型については1名につき4万円、3名対象ということで助成しております。令和2年度の実績について

ては100%執行しております。以上となります。

○議長（犬飼克子君） 総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、質問にお答えいたします。

消防の人件費の関係ですけれども、今年度令和2年度につきましては今回コロナの影響で減額等となりましたが、来年度令和3年度につきましては今年度のようなことは加味せず、例年どおりの計上を行っております。

あと、人員ですけれども、定数改正のほうでも御説明しましたが、予定どおりの人員としての計上となっております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 大型、中型の部分は、昨年100%ということですのでけれども、今回また計上しているということは、まだまだ免許を取得しなければいけない方が多いのかなというのと、例規集に載っていますけれども、平成27年に規定した金額で助成していますよね。免許取得、毎年高くなっているかと思うんですけれども、そこに対してその助成率が平成27年当時と令和3年でどのくらいの開きがあって、これに関して改正すべきものではないのかというところもお聞きしたいので、その助成率なり、来年度の取得させたいというか、取得しなければいけない状況の人員がどのくらいいるのか伺います。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長高橋 正君。

○消防本部総務課長（高橋 正君） 自動車免許に係る取得経費については、おおむねほぼ自動車学校での教習でやっております。過去数年のデータは取っておりませんが、今年度、昨年度、一昨年度の自動車学校の入校経費を見ると、3年間は特段大きな差額の推移はございませんので、現行の補助額で平均的で平等化されているのかなと存じております。

また、取得者対象については、消防署に入署する職員の年齢構成等にもよりますけれども、試験の受験資格については年齢層もあると思うんですが、それについてはやはり従前だと普通免許取ってから2年間の経験があれば大型免許とか取れるシステムが違うので、それはある程度今までどおり計画性を持って、100%執行とはいかないんですが、本人からの申出があればそのように助成するような形で考えております。

以上となります。（「実質的には何ぼくらい」「人数」「助成率」の声あり）

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長高橋 正君。

○消防本部総務課長（高橋 正君） 大型免許取得に関しては、学校に入校すると大体30万円前後、30万円はオーバーするんですが、それには一律8万円という規定の下に支給しております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） ですので、例えば、昔免許取っていると中型にするのに四、五時間乗れば限定解除ということでそんなにお金の負担がなくても免許を取れるんですけども、今、消防署で勤務するに当たって、大型に乗らなければいけないというこれは必然ですよ、それをやっぱり自己負担っていうよりも、もう少し助成率を上げて取得しやすい環境もつくらなければいけないんじゃないかなということで、この要項を見ながら、要項の改正をしていく考えはないのかということでの質問だったんですけども、その辺、理事長はどのようにお考えですか。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） その辺につきましては、これまでの経緯もございましょうし、消防のほうでも考えてやっているとっておりますので、現場の意見も尊重したいと思います。

○議長（犬飼克子君） 暫時休憩に入ります。会議の再開は2時20分にいたします。

午後2時07分 休憩

---

午後2時20分 再開

○議長（犬飼克子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第11、議案第8号令和3年度黒川地域行政事務組合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第9号 令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第12、議案第9号令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計について御説明をいたします。

議案書20ページ御覧願います。

第1条につきましては、予算の規模でございます。本特別会計の歳入歳出それぞれ1,461万4,000円とするものでございます。

次に、別冊の各種会計予算に関する説明書38ページ、お開き願います。

歳入歳出の総括で、前年度と比較しまして、191万3,000円の減となっているものでございます。

39ページお開き願います。

歳入につきましては、おおむね市町村負担金となっており、総額で1,460万1,000円となっております。市町村ごとの負担金につきましては、表記のとおりとなっております。

40ページ御覧願います。

歳出につきましては、令和3年度における審査回数を100回としておりまして、本年度予定108回より回数を減少させて計画しております。1節報酬につきましては、委員40名分の報酬でございます。2節給料から4節共済費までは担当職員1人分の人件費、8節旅費から13節使用料及び賃借料までは審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上しているものでございます。

41ページ以降につきましては、審査会委員報酬と職員給与費の明細書でございますので御参照願います。

以上が令和3年度介護認定審査会特別会計でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第12、議案第9号令和3年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

## 特別会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第13、議案第10号令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算について御説明いたします。

議案書22ページ御覧願います。

第1条につきましては、予算の規模でございますが、本特別会計の歳入歳出それぞれ112万6,000円とするものでございます。

次に、別冊の予算に関する説明書48ページをお開き願います。

歳入歳出の総括で、前年度と比較しまして4万1,000円の減となっているものでございます。

49ページを御覧願になっていただきます。

歳入については、おおむね市町村負担金となっております、総額で112万4,000円となっております。市町村ごとの負担金については、表記のとおりとなっております。

歳出につきましては、令和3年度における審査回数を前年同様12回と計画しておりまして、1節報酬につきましては委員10名分の報酬でございます。8節旅費から13節使用料賃借料までは、審査会の開催に要する経費を各節ごとに計上しているものでございます。

以上が令和3年度障害支援区分認定審査会特別会計でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第13、議案第10号令和3年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

## 日程第14 議案第11号 令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第14、議案第11号令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を

議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 議案書24ページをお開き願います。

議案第11号令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算について御説明申し上げます。

こちら第2条につきましては、業務の予定量でございますが、こちらにつきまして指定管理者側からの病院経営計画が提出されておまして、その予定数でございます。

（1）病床数につきましては、今年度同様、一般病棟を110床、回復期病棟を60床とするものがございます。

（2）年間患者数につきましては、入院が4万1,975人、外来につきましては7万6,180人を予定するものがございます。

（3）1日平均患者数につきましては、入院が115人、外来につきましては260人を予定するものがございます。

（4）主な建設改良事業といたしまして、公立黒川病院医療機器整備事業として後ほど第9条で出てまいります。7点の医療機器の更新事業を予定するものがございます。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものがございます。収入合計30億8,570万3,000円に対し、支出合計32億6,485万1,000円とするものがございます。

次のページ、第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額を定めるものがございます。収入合計、支出合計ともに4億2,149万6,000円とするものがございます。この部分につきましては、病院移転新築事業及び病院改修事業、病院の医療機器整備事業に係る企業債の元金償還及び令和3年度に新規に購入する医療機器に係る企業債の収支の予算となっているものがございます。

第5条につきましては、令和3年度に新しく整備する医療機器整備事業に係る企業債の限度額を5,190万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものがございます。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を8億円とするものがございます。

第7条は、議会の議決を得なければ流用できない経費を定めるもので、職員給与費でございます。組合事務職員1名分の給与費についての限度額を546万円とするものがございます。

次のページ、御覧ください。

第8条は、関係市町村から病院会計へ補助、市町村負担金を受ける金額を定めるもので、収益的収入に対しては1億5,324万8,000円、資本的収入に対しては3億4,492万3,000円、合計で4億9,817万1,000円とするものがございます。下の表につきまして、関係市町村ごとに集計した負担金額と

なっているものでございます。

第9条につきましては、重要な資産の取得といたしまして、医療機器であります7点の資産取得を予定しているものでございますが、こちらにつきましては指定管理者側の要望に基づきまして調整した結果でございます。消化管ビデオスコープ、それから乳房用のレントゲン診断装置。それから片仮名で恐縮でございますが、電動式の止血器でございます。それから、ナースステーションにありますセントラルモニタ及びベッドサイドモニタ、これを一式。それから超低温フリーザー、超低温の冷凍庫でございますね。それからインピーダンスオージオメーター、これは聴力を測る機械でございます。それから、Bモード（超音波画像診断装置）、こちらは眼科用の超音波診断装置ということになります。以上の7点を購入する予定でございます。

議案書につきましては、以上でございます。

続きまして、別冊にあります予算に関する説明書、51、52ページお開き願います。

予算の実施計画書でございます。収益的収入、支出、資本的収入及び支出について、先ほど説明した議案の内容をここに記載されているものでございます。

53ページから55ページにつきまして、予算の実施計画説明で明細の内訳を御説明させていただきます。

まず、病院事業収入でございますが、こちらにつきまして入院収益及び外来収益などの医療行為における収入が主なものでございます。28億9,853万5,000円と予定しているものでございます。

医業外収益につきましては、他会計負担金が主なものでございまして、1億8,716万7,000円を予定しているものでございます。

54ページ御覧願います。

事業費用でございますが、先ほどお話ししたとおり給与費につきまして1名分の給与費を算定しております。

それから、経費でございますが、組合が行う施設などの修繕、それから室料差額、公衆衛生活動収益、その他医業収益、いわゆる保険診療以外の医療行為につきまして自由診療委託料として指定管理者に支払うものでございます。その下のほうに、保険診療交付金ということで、入院収益、外来収益の総額を病院に交付するというので、経費としてなっているものでございます。

55ページお開きください。

資本的収入及び支出について、議案書の内訳をこちらに記載しているものでございます。

収入につきましては、資本的収入でございますが、企業債元金償還の原資として市町村から出資

金という形で御負担をいただいているものでございます。

その下、企業債でございますが、今年度予定の医療機器の原資とするものでございます。

次の、補助金でございますが、こちらにつきましては平成30年度に組合と協会で費用を分担し合いながら更新しました電子カルテシステムについての病院側の償還金の協会負担金でございます。

資本的支出につきましては、企業債償還金、建設改良費としての機械備品の更新となるものでございます。

最後のリース資産購入費でございますが、こちらにつきましては当該年度中に医療機器が更新せざるを得ない状況になった場合ということでリース資産購入という形で緊急に更新を行うために計上しているものでございます。

56ページから58ページにつきましては、今年度の最後、令和3年3月31日の予定貸借対照表でございます。

それから、59ページから60ページまでは、令和2年度の予定の損益計算書でございますので御参照願います。

61ページから63ページまでは、令和4年3月31日現在の予定貸借対照表ということになります。

主な科目でいきますと、固定資産につきましては、真ん中でございますが、32億5,570万円と予定しておりまして、流動資産につきましては現金預金等々が主なもので、9億3,128万1,000円を予定しているものでございます。資産の合計は、41億8,698万1,000円を予定しているものでございます。

次に、負債でございますが、固定負債につきましては借入金などで10億2,133万4,000円、それから流動負債につきましては(7)の下のほうですが7億852万6,000円、それから繰延収益につきましては4億9,557万2,000円を予定しておりまして、負債合計22億2,543万2,000円を予定しているものでございます。

63ページをお開き願います。

資本金につきましては、57億557万7,000円を予定しておりまして、剰余金につきましては、下のほうでございますが、欠損金となりますが37億4,402万8,000円となりまして、資本合計としては19億6,154万9,000円を予定しているものでございます。

64ページにつきましては、令和3年度の予算をどのような方針で作成したかの注記でございます。

65ページにつきましては、令和3年度の予算のキャッシュフロー計算書でございますが、こちらにつきましてはキャッシュフローの中で4番資金の増加ということで、現金預金について来年度は1,037万2,000円増加しまして、資金期末残高が3,800万1,000円になる予定ということを記している

ものでございます。

66ページ以降につきましては、職員給与の明細書でございます。

72ページにつきましては、地方債に関する調書でございます。現在借り入れしております企業債並びに見込みに関する企業債の内訳になります。説明を省略いたしますので、御参照願いたいと思います。

73ページにつきましては、指定管理者の代行制での経費の流れを図式したものでございますが、こちら医業収入の全てを指定管理者に交付し、その他の病院事業については市町村負担金その他で全て運営しているものを図式化したものでございます。

以上が令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番浅野直子さん。

○10番（浅野直子君） 1点だけ確認させてください。

議案書の26ページになります。9条のところで、資産の取得は次のとおりというところの5番でございますが、これはコロナ禍のワクチンのこととは全く関係ないというところでよろしかったでしょうか。超低温フリーザーというところにおきましては。

○議長（犬飼克子君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） たまたま最近話題となっている超低温冷凍庫ということで、物は同じ物でございます。マイナス75度以下にする冷凍庫でございますが、更新ということで、もともと黒川病院にあります。今まで何に使っていたかといいますと、血液製剤とか検体とかそういう物を保存するために使用しているものでございます。物は、今議員がおっしゃっている物と同じものがございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにございませんか。4番金子透君。

○4番（金子透君） 私から1点だけ質問させていただきます。

議案書の25ページ、第6条の一時借入金の限度額を8億円とするとなっておりますけれども、追加議案で出ております利用料金制への移行が可決されれば、財務基盤は取りあえず安定した状況になるのではないかとと思われるのですけれども、どのような事態を想定して一時借入金8億円という設定になっているのか、そこら辺の根拠をお知らせください。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、金子議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

利用料金制になれば、確かに一時借入金、先日の全員協議会で御説明させていただいたとおりこちらの運用が少なくなりますので、大分こちらのほうはなくなるかなと思います。

8億円につきましては、申し訳ございません、これまでの実績に基づいて掲載しているもので、こちらの額につきましては、ここはあくまでも限度額ということになりますので、実質的にここまでの借入れというのはここ最近について行っている実績はございません。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 金子 透君。

○4番（金子 透君） やはり、財務基盤はかなり安定した状況が構築できるという理解でしょうから、これまでの実績をそのままスライドして横流しする必要はないのではと思うんですけども、そこら辺は指定管理者さんのほうにも御努力をいただいて、借入れの限度額を圧縮できるものであれば圧縮すべきだと思うんですけども、そこら辺、改めて考え方をお示してください。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） 利用料金制については、あと追加提案のほうで御説明させていただきたいと思うんですけども、まずこの借入れ限度額は、先ほどお話しさせていただきましたとおり8億円というあくまでも限度額ということになりますので、この額をそのまま使うということはございませんし、当然借入れにつきましては最低限の額で行いたいと思って考えておりますので、御理解お願いさせていただきたいと思います。

○議長（犬飼克子君） ほかにございませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 私も、この超低温フリーザー、ちょっと気になっていたんですけども、これからワクチン接種の業務が始まって、黒川病院、当然指定病院になるのかなと予想しているんですけども、そういった場合の支出といいますか、収入、国からの補助なり、そういったものは何かあるのでしょうか。それは、ここの予算に組み込まれているのでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） ただいま、議員から御質問があった件につきましては含まれておりません。あくまでも、例年どおり病院と協議した中で、これらの整備をしていくという考え方のものがございます。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） じゃあ、低温フリーザーですね、もともとあってという説明でしたが、例

えばこういった物がない、もしなかった、もしくはもう使えなくなっていたという中で、接種事業を受けるんだといった場合、こういった機材に対しての補助など、そういったものも全然ないんですか。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） コロナ対応ということで、大変重要な事項でございます、こういう案件が出てまいりましたら今後検討していくものと思いますが、そういうことになると思います。市町村のほうにまず話が来るのかなと思ひまして、組合ではまず別であると考えております。

○議長（犬飼克子君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第14、議案第11号令和3年度黒川地域行政事務組合病院事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第15 議案第12号 令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算

○議長（犬飼克子君） 日程第15、議案第12号令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書27ページをお開き願います。

議案第12号令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算について御説明いたします。

第2条につきましては、業務の予定量を定めるものでございます。利用者につきましては、先ほど病院同様指定管理者側との積算によります数字になっているものでございます。利用者数につきまして月76人としまして、利用回数につきましては月410回、年間で4,920回を予定するものでございます。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。収入合計5,244万4,000円に対しまして、支出合計が5,244万3,000円を予定するものでございます。

議案書につきましては以上でございます。

続きまして、別冊にあります予算に関する説明書74ページお開き願います。

予算の実施設計書でございます。収益的収入及び支出について、先ほど説明いたしました議案書の内容になっているものでございます。

75ページにつきましては、明細書という形になっております。

まず、事業収益でございますが、訪問看護事業収入が5,244万3,000円と予定しているものでございます。その他、事業外収益については預金利子ということで1,000円を予定しているものでございます。

事業費用でございますが、経費でございますが、事業収入の総額をそのまま交付するという形になっているものでございます。

続きまして、76から77ページにつきましては令和3年度の3月末の予定貸借対照表、78ページにつきましては令和2年度の予定の損益計算書でございます。

79から80ページにつきましては、次年度の令和4年3月31日現在の予定貸借対照表になっているものでございます。

82ページにつきましては、キャッシュフローという形になります。

83ページでございますが、こちらも病院事業同様訪問看護ステーション指定管理者になっておりまして、こちらの代行制の予算の組立てとなっているものでございまして、経費の流れを図式化したものでございます。御参照願います。

以上で訪問看護ステーション事業会計の当初予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第15、議案第12号令和3年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（犬飼克子君） 日程第16、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事長より提案理由の説明を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、同意案件でございますが、議案書28ページ、そして説明資料同意第1号関係の説明資料を御覧いただきたいと思っております。

同意第1号でございます。教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を黒川地域行政事務組合教育委員会委員に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、黒川郡大衡村大衡字大童53番地、氏名、庄子明宏。昭和29年10月16日の生まれでございます。

庄子さんの経歴等につきましては、議案説明資料を御覧いただきたいと思っておりますが、現在大衡村教育委員会の教育長をお勤めになっていただいております。今般、任期満了のために大衡村さんに御推薦をお願いしたところ大衡村さんから御推薦いただきましたので、皆様方に御提案させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第16、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

理事会より、追加の議案が6件提出されました。議案書については、先ほど配付されましたとおりです。

それでは、追加提案された議案について、日程に追加し、追加日程第1から第6として議題とすることについて採決いたします。

この議題を日程に追加し、追加日程第1から第6とすることについて賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、議題を日程に追加し、追加日程第1から第6として議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 議案第13号 指定管理者の指定期間の変更について

○議長（犬飼克子君） 追加日程第1、議案第13号指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、議案第13号指定管理者の指定期間の変更についてを御説明させていただきますと思います。

議案書1ページをお開き願います。

初めに、指定管理者の指定管理期間を変更する施設になります。対象となる施設は公立黒川病院とくろかわ訪問看護ステーションになります。

次に、指定管理者の所在地及び名称につきましては、さきの全員協議会で御説明をさせていただきました公益社団法人地域医療振興協会理事長吉新通康を引き続きとするものです。

続きまして、3、指定期間の変更につきましては、現在の平成17年4月1日から平成37年3月31日までを、平成17年4月1日から令和18年3月31日とするものでございます。

以上説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより追加日程第1、議案第13号指定管理者の指定期間の変更についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第2 議案第14号 病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 追加日程第2、議案第14号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案第14号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

追加議案2ページをお開き願います。

病院事業の設置に関する条例につきましては、現在指定管理者による運営を行っている公立黒川病院について運営方式を代行制から利用料金制へ移行する予定であるため、関係条例について改正するものでございます。本条例につきましては、利用料金というものに関する条文の追加等がございます。

まず、新旧対照表の1ページをお開き願いたいと思います。

条例第10条でございますが、指定管理者が行う業務というところ記載されておりますが、こちらのところに第2号に「病院に係る利用料金の徴収に関すること」を追加するものでございます。

続きまして、また新たに18条として利用料金について定める条文を追加するものでございますが、こちら第9条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において病院を利用する者、この場合は患者様でございますが、病院を利用する者は利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2として、利用料金の額は公立黒川病院使用料及び手数料条例に定める規定の範囲内で指定管理者が理事会の承認を得て定めるということで、こちら指定管理者が料金を決められるように変更するものでございます。

3として、利用料金につきましては、指定管理者の収入とするということになるものでございます。

議案書2ページにお戻りください。

附則として、この条例につきましては令和3年4月1日から施行する。経過措置として、改正後の病院事業の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に発生した利用料金について適用し、同日前、3月31日前に発生した利用料金についてはなお従前の例によるというものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより追加日程第2、議案第14号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第3 議案第15号 公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 追加日程第3、議案第15号公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 追加議案書3ページをお開き願います。

議案第15号公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、利用料金制によりまして利用料金については指定管理者の収入となりますので、金額についても指定管理者が独自に定められるようになったことから、本条例の読替えを行い対応するものでございます。

まず初めに、第3条第2項に文字の誤りがございましたので訂正するものでございますが、この、効果を発する日を「発行日」に改めるものでございます。

次に、4条に読替規定を追加するものでございますが、こちらにつきましては新旧対照表の5ページをお開き願いたいと思います。

こちら、読替え後をお示しさせていただいているものでございますが、こちらで御説明させていただきます。

大きなものにつきましては、使用料というところを「利用料金」と読み替え、あと理事会が定める額というところを「指定管理者が理事会の承認を得て定める額」と読み替えるものでございまして、現在の手数料条例の形を残しつつ、上限を定めた上で指定管理者が自由に料金設定を行えるようにするものでございます。

議案書3ページにお戻りください。

附則として、この条例につきましては令和3年4月1日から施行するものでございます。こちらにつきましても、先ほどの条例同様、改正前に発生した使用料、手数料については従前の例によるというものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより追加日程第3、議案第15号公立黒川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第4 議案第16号 訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 追加日程第4、議案第16号訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書5ページをお開き願います。

議案第16号訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらの条例につきましては、病院事業同様に利用料金を定める条文の追加及び読替規定を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表4ページお開き願いたいと思います。

まず、こちらにつきましては、指定管理者が行う業務の中に「利用料金の徴収に関すること」を加えるものでございます。また、新たに病院同様に利用料金について定める条文を下記のように追加するものでございます。

次に、20条でございますが、20条に病院の手数料条例と同様に読替規定を追加するものでございますが、こちらにつきましては新旧対照表の8ページをお開き願います。

読替え表でございます。こちらにつきましては、訪問看護ステーションの利用料というところを「利用料金」ということで読み替えるものでございます。

議案書5ページにお戻り願います。

こちらも附則としてこの条例については令和3年4月1日から施行すると。あと、2として従前のものにつきましては、なお従前の例によるということになるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより追加日程第4、議案第16号訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第5 議案第17号 令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第7号）

○議長（犬飼克子君） 追加日程第5、議案第17号令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、議案書6ページをお開き願います。あわせて、追加提案に係ります別冊の令和2年度各種会計補正予算に関する説明書の1ページもお開き願います。

それでは、令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、公立黒川病院の指定管理者における利用料金制移行に必要となる資金を、一般会計から病院事業へ貸し付けるための補正予算になります。

初めに、第1条は、歳入歳出それぞれ9,000万円を増額し、総額を25億2,036万7,000円とするものでございます。

第2項は予算の区分及び補正後の金額を、7ページの第1表のとおりとするものでございます。続きまして、別冊の1ページ、2ページを御覧願います。

1ページ、2ページは、歳入と歳出を総括したものでございます。

3ページをお開き願います。

2、歳入につきましては、7款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、長期貸付金の財源とするため基金の取崩しを行い9,000万円を増額するものです。

続きまして、3、歳出です。9款1項1目病院事業会計費につきましては、一般会計から病院事

業への長期貸付金として9,000万円を計上したものでございます。

以上、議案第17号の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番金子 透君。

○4番（金子 透君） 関連することありますので、さっきの全員協議会で説明資料を頂いたのも含めて質問いたします。

本組合としては、組合資金として9,000万円を指定管理者にお貸しすると。そのほかに、減収対策企業債というのを借入れ限度額の2億8,100万円を借りて、残りの分を管理者と当組合で半分半分で資金提供というか、貸し付けるというような理解なんですけれども、本組合の9,000万円分に関して有利子の貸付けなのか無利子の貸付けなのか、まずお聞きします。

次に、減収対策企業債と本組合から貸し付けたものの返済をどのように始めて、どのように考えておられるのか、以上まずその2点お聞かせください。

○議長（犬飼克子君） 財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、貸付金に対します部分でございます。貸付金9,000万円と、2億8,100万円、双方でございますが、こちらにつきましては現在協会と有利子にするか無利子にするかということで協議を進めております。

あと、返済の方法でございますが、協会のほうからいずれにしましても1年間の据置きをさせていただきます。ただ減収企業対策債のほうが最長15年ということになっておりますので、1年間据え置いた場合につきましては実際の返済は14年間になっておりまして、貸付期間の15年については変わるものではございません。9,000万円につきましても、協会と同様の考えで進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 金子 透君。

○4番（金子 透君） 先ほども申し上げたんですけれども、制度を変更して2か月分の手元原資があるということは、短期的には財務基盤は安定して、経営もうまくいくんだろうなと思いますけれども、過去何年にもわたって経常赤字を続けている病院が一生懸命努力してもなかなか黒字化できなかったと。そういったときに、組合のほうの貸付けであれば、指定管理をお願いしているわけですから無利子で資金援助してもある程度やむを得ないのかなと私は考えるんです。そうしたときに、企業債の有利子の負債を少しでも圧縮して、管理者拠出分と組合拠出分の何とか無利子で。管理者の分は当然自前ですからいいんですけれども、無利子でも対応できるようなものを少し増額して、

年々の返済を軽減するような処置も考えられると思うんです。いずれ、1年猶予すれば、2,000万円以上の返済を毎年やらなきゃいけないわけですから、2,000万円以上の黒字を毎年毎年計上しなきゃいけないわけですね。短期的にはいいでしょうけれども、いずれそれがあだとなって元の本阿弥みたいな格好になって、ひいては利用者のサービスの低下であったり、あと職員の労働環境の悪化であったり、いろいろな負の事態を招くおそれがあるのではと考えているんですけれども、そこら辺はどのように考えて見込んでいるのでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 助役鎌田節夫君。

○助役（鎌田節夫君） ただいまの件につきましては、今まで協会のほうと担当と幾度も幾度も検討を重ねまして、最終的にこれでいいんだと、15年で、この方法でやりましょうということで検討してまいった結果でございます、その上での協会理事長からあのように経営で頑張っってやっていくんだという結果でございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 金子 透君。

○4番（金子 透君） 黒川病院は、この地域にとって欠かすことのない存在だと私は理解しているんですけれども、ましてやここは病院の事業だけではないわけですから、360度で病院の指定管理者にだけ優しくというわけにはいかないんでしょうけれども、いずれ長期的に安定した医療を住民に提供するのであれば、もうちょっと長期的な財務状況の構築を手助けしてやるのも必要ではないかと私考えたんですけれども、改めて理事長、やらないうちから優しくしてはどうだというような全協の説明ありましたけれども、私もう先が大体大体見えてくるのでないかなと危惧しているところでありますので、最後、すみませんけれども。

○議長（犬飼克子君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 最初から優しくしないと、優しくしないと厳しくするというつもりではないのです。全協のときには、そういったことでスタートするのでありますからその約束で進めましょうということを申し上げて、決して黒行として厳しくしているとか優しくしていないということではないので誤解のないようにお願いしたいと思います。今、助役がお話ししたとおり、これまでこれにつきましては元金といいますか、その中から、考え方から、いろいろやってきた経緯がございます。これまで、この利用料金制に切り替えようという考え方は今回出てきたわけではなくて、お話ししたとおり前々からあったわけです。そのときに、2か月分の必要経費ですね、その元手がないということで、組合としましてもどういった形かできないかと、その元手をですね、借

入れとか、そういったこともいろいろ考えました。ただ、組合としまして、そういった目的で借入れができるとかそういったことではないという、制度的に難しいとかですね、そういったことがあったので、これまでできてこなかった経緯がございます。今回、コロナの対策債というものが利用できるということで、それを活用して何とかもう一度考え直すことはできませんかということで提案がありまして、この状況になってきているということでございます。それで、対策債ももっと借りられればそちらでということもあったんですが、あの金額でしたので、残った分を黒川行政と協会とで半分ずつ出し合っているといいですか、貸し合っていると、やるということになりました。今回、9,000万円という形で行政としましては貸出しをするわけですが、財調を使います。財政調整基金でございますので、黒川行政としての財調の、何かのために一定の金額は残しておかなければいけないということもございますので、その中でぎりぎりできるといいですか、その金額が9,000万円という考え方でございます。何かあった場合とか、今後の何かというのは、返済についてですね、金子議員のように皆さん御心配されていると思っております、本当に心配していただいて感謝といたしますかありがたく思っておりますが、この間の繰り返しになりますけれども、今こういった形でスタートをして、方法としていい方法が見つかって改善されているわけでございますので、その支払いについての金額が大きいということもありまして、その心配ということも全くないわけではないのですけれども、そういったことの経営努力もお互いしていくということの中での今話合いが進んできてこうなっているところでございます。したがって、まず、この間と同じ話になりますけれども、今の状況、まずしっかりやっていると、取組をして、そして進めていきたいという考えでございます。何かあった場合とかっていう場合には、そういうことは今言っではまずい話だと思えますけれども、黒川病院は大切な事業でございますし、黒川病院はこの地域になくってはならない病院だと思っております。したがって、黒川行政としましてこの病院をなくすとか、駄目にするということは全く考えておりませんし、そうあってはならないと思っておりますので、理事会としまして、黒行としてもそういったことについてはしっかり考えながらやっていきたいと思えますので、議員の皆様方の御理解もよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（犬飼克子君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより追加日程第5、議案第17号令和2年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

追加日程第6 議案第18号 令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算  
(第3号)

○議長（犬飼克子君） 続けさせていただきます。

追加日程第6、議案第18号令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長村田充穂君。

○財政課長（村田充穂君） それでは、追加提案議案書8ページをお開き願います。

令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算の内容につきましては、さきの全員協議会で御説明しましたとおり、公立黒川病院の指定管理者における新型コロナウイルス感染症による減収見込みに対する特別減収企業対策債の借入れ、さらに一般会計からの長期借入れを行い、それを財源として指定管理者の減収見込みの解消並びにその資金を活用した公立黒川病院の利用料金制への移行のための15年間の長期貸付けを行うものでございます。

第2条の資本的収入及び支出のうち収入は1款2項企業債で、特別減収対策企業債の借入れにより2億8,100万円を増額し3億3,430万円とするもの、4款他会計借入金是一般会計より9,000万円の長期借入れを行うものでございます。

支出につきましては、1款4項長期貸付金として、収入で御説明しました2つの借入金を合わせた3億7,100万円を指定管理者に長期貸付金として貸し付けるための資金で計上したものでございます。

別冊の、黒川病院事業会計補正予算実施計画及び実施計画明細書につきましては同様の内容を記載しておりますので、改めて御確認をお願いいたしたいと思っております。

続きまして、第3条特別減収対策企業債の借入れに係るもので、指定管理者への長期貸付金の資金として、限度額2億8,100万円を追加補正するものでございます。その他の借入れ諸条件の変更はございません。

以上で議案第18号の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑

なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより追加日程第6、議案第18号令和2年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程を全部終了いたします。

会議を閉じます。

令和3年第1回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

なお、同意第1号関係の議案説明資料については回収いたしますので、議席に置かれるようお願いいたします。大変お疲れさまでした。

午後2時52分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和3年2月19日

黒川地域行政事務組合議会

議 長                    犬 飼 克 子

署名議員                菊 池 美 穂

署名議員                金 子                透